

那須塩原市新庁舎建設基本計画

(改定素案)

2019 (平成 31) 年 3 月
改定 2023 (令和 5) 年 3 月

那 須 塩 原 市

目次

■ はじめに	1
1. 新庁舎建設基本計画について.....	2
(1) 基本計画の位置付け	2
(2) 基本計画の検討体制・主な検討経過.....	4
2. 本市の概要と本市を取り巻く情勢	7
(1) 概要	7
(2) 気候	7
(3) 人口減少と少子高齢化社会の進行.....	8
(4) 気候変動対策.....	8
(5) 住民との協働による地域課題への対応	9
(6) デジタル化の急速な進展	9
(7) 災害に対する意識の変化.....	9
(8) 新型コロナウイルス感染症の影響と対策	9
3. 新庁舎建設基本構想の概要.....	10
4. 新庁舎の位置	11
(1) 位置	11
(2) 周辺の法規制状況.....	11
(3) 周辺の交通整備状況.....	12
(4) 地質	12
(5) 野生動植物の分布状況.....	13
(6) 遺跡の分布状況	13
5. 新庁舎建設における基本方針.....	14
6. 新庁舎の構成	26
(1) 延べ床面積	26
(2) 新庁舎に配置する部局等	26

(3) 新庁舎の高さ	27
(4) 新庁舎の構成	27
① 窓口機能	27
② 市民交流スペース.....	27
③ 議会機能	27
④ 行政事務機能	27
7. 新庁舎の構造	28
(1) 新庁舎に求められる耐震性能.....	28
(2) 新庁舎の構造形式.....	29
8. 敷地利用計画	30
(1) 敷地の利用	30
(2) 駐車場の台数	30
9. 概算建設工事費・財源	32
(1) 概算建設工事費.....	32
(2) 財源	32
10. スケジュール・事業発注手法	33
(1) スケジュール.....	33
(2) 事業発注手法.....	33
11. 新庁舎建設後における既存庁舎の取扱い.....	35
(1) 概要	35
(2) 新庁舎建設後における行政サービスの提供	36
■ 用語集.....	37
■ 参考資料.....	39
■ 新庁舎建設基本計画に関する提言(那須塩原市議会)	54

■ はじめに

本市は、2005（平成 17）年 1 月 1 日に黒磯市、西那須野町、塩原町の旧 1 市 2 町が合併し、誕生しました。新庁舎建設につきましては、合併に当たり策定をしました合併協定項目においては、将来の新庁舎の位置を那須塩原駅周辺とすることとされています。

新庁舎建設においては、この合併協定項目に基づき、庁内での協議、検討、調査などを進めてきました。

さらに、2014（平成 26）年度には、有識者、市内各種団体の代表者、公募による者などで構成する庁舎建設市民検討懇談会（以下「市民検討懇談会」という。）を立ち上げ、新庁舎に求めるサービス内容、新庁舎を拠点としたまちづくり、新庁舎の整備位置、整備時期など、新庁舎建設に関する様々な検討を重ねました。

また、市議会においても、同時期に庁舎建設検討特別委員会（以下「特別委員会」という。）を立ち上げ、先進事例の視察なども実施しながら、新庁舎建設に関する検討を重ねました。

2015（平成 27）年 3 月には、市民アンケートやパブリックコメント、市民検討懇談会や特別委員会からのご意見、市議会からの提言等を踏まえ、新庁舎建設における基本的な考え方を示す新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。

新庁舎建設につきましては、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故発生、東京オリンピック・パラリンピックなどの影響により、建築費、労務単価の高騰が伝えられていること、また、合併特例債^{*1}の発行可能期間が 2024 年度まで延長されたことを踏まえ、建設時期を原則、東京オリンピック以降に延期することが適当であると判断した経過もあります。

しかしながら、第 2 次那須塩原市総合計画（2017（平成 29）年策定、計画期間：2017 年度から 2026 年度まで）に掲げる県北の中心都市にふさわしい拠点づくり、同計画の将来像である「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を具現化するためには、新庁舎の建設が核となる事業であり、欠かせない施設であると考えています。

これらの状況を踏まえ、新庁舎の建設を着実に推進する必要があると判断し、市民の皆様のお意見をお聴きし、新庁舎の建設に向けたより具体的な方向性、整備に関する基本方針などを取りまとめた新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）を 2019（平成 31）年 3 月に策定しました。

その後、2021（令和 3）年 3 月には、新庁舎の建設と那須塩原駅周辺のまちづくりを一体的に整備することを示す那須塩原駅周辺まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）を策定し、また、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化に対応するため、新庁舎の在り方について建築等の専門的な知見を加えた上で、基本計画の一部改定を行うこととしました。

*印のある用語は、37 ページ以降に解説を記載しています。

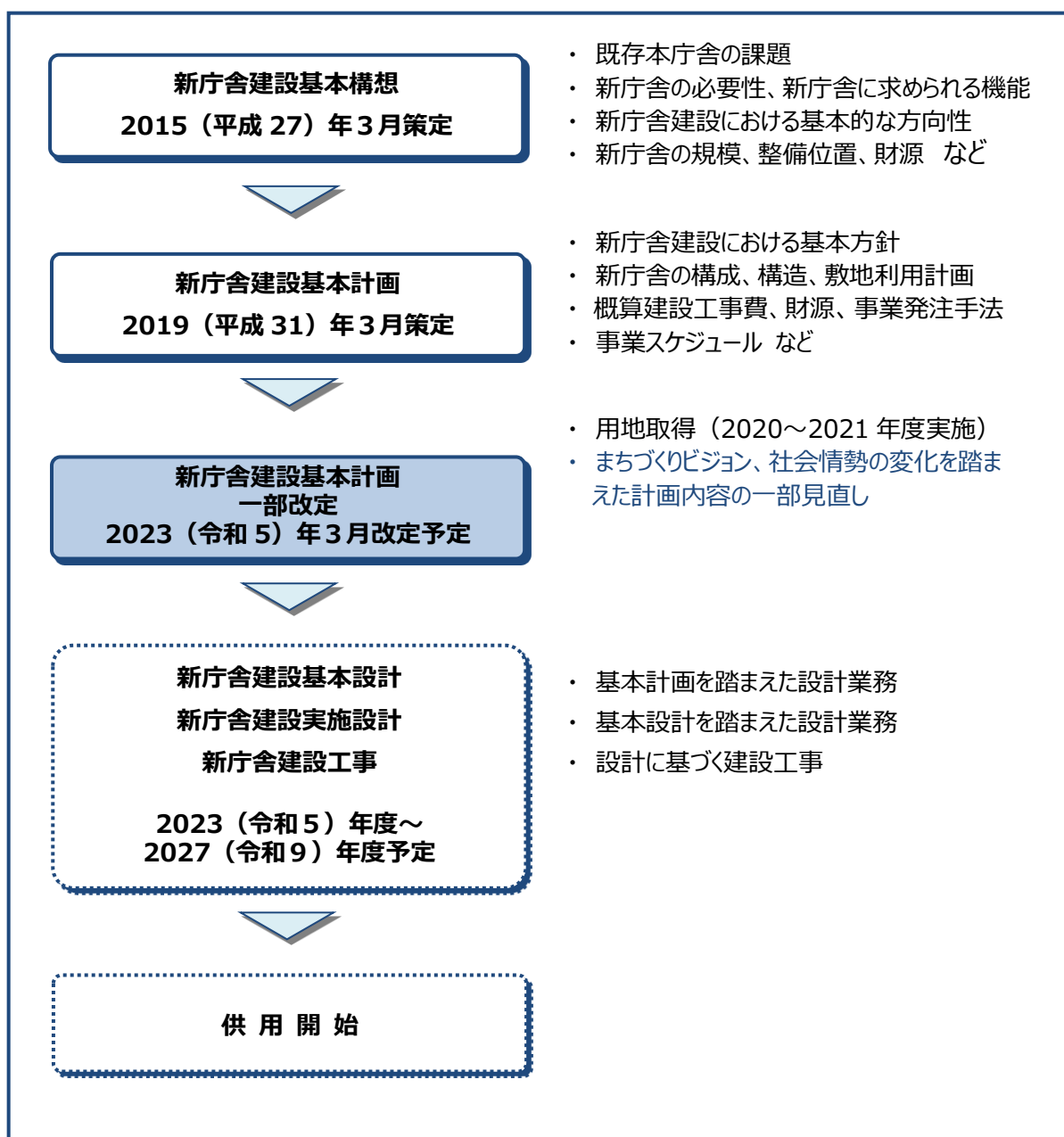
1. 新庁舎建設基本計画について

(1) 基本計画の位置付け

この基本計画は、基本構想を踏まえ、新庁舎の建設に向けたより具体的な方向性、整備に関する基本方針などを示すものです。今後の基本設計・実施設計の検討段階では、この基本計画に基づき、更に検討を進めます。

また、新庁舎建設事業は、第2次那須塩原市総合計画後期基本計画の重点推進テーマに位置付けていることから、関連する施策、事業との連携も図りながら、新庁舎建設事業を着実に推進します。

図表 1 - 1 基本計画の位置付けと検討工程

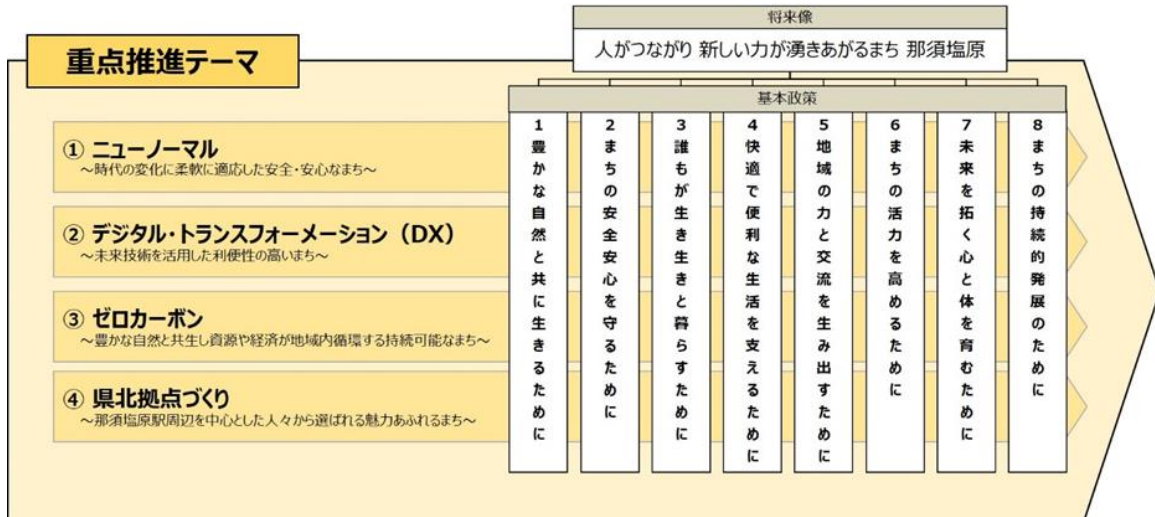


図表 1-2 第2次那須塩原市総合計画後期基本計画「重点推進テーマ」（一部抜粋）

■ 重点推進テーマの位置づけ

重点推進テーマとは、基本構想で定めた市の将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の具現化に向け、後期基本計画における施策等を進めていくに当たり、まちづくりの核となる方向性を示すものです。

本市の現状や社会情勢などを踏まえ、今後5年間において重点的に推進する分野横断的な「4つのテーマ」を掲げ、各施策等に取り組みます。



■ 重点推進テーマ

④ 県北拠点づくり

～那須塩原駅周辺を中心とした人々から選ばれる魅力あふれるまち～

○ 社会情勢と市の現状と課題

- ・人口減少・少子高齢者化社会において、持続可能な都市を実現するためには、限られた資源による都市経営に加え、選ばれる都市づくり・魅力づくりが求められています。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人口集中リスクの顕在化などの社会状況等の変化を的確にとらえ、地方への流れを逃さないよう受け皿となる施策の推進が必要です。

○ 目指す方向性

- ・市外から様々な資源を誘引するための、拠点・基盤の整備や情報発信に関する取組を推進するものです。

○ 各施策における「主な取組」の想定

- ・広域的かつ総合的な公共交通ネットワークを構築する【施策 4-3】
- ・多文化共生の地域づくりを推進する【施策 5-2】
- ・駅周辺地区を整備する（那須塩原駅周辺のまちづくり）【施策 5-3】
- ・持続的かつ競争力のある観光地域をつくる【施策 6-4】
- ・企業立地を促進する【施策 6-5】
- ・地域特産品の認知度を高める（那須塩原ブランド）【施策 6-6】
- ・大規模スポーツイベントの誘致・支援をする【施策 7-7】
- ・歳入を確保する（ふるさと納税）【施策 8-1】
- ・新庁舎の整備を推進する【施策 8-2】
- ・シティプロモーションを推進する（魅力発信、移住・定住促進）【施策 8-3】
- ・広域的な連携を推進する【施策 8-3】

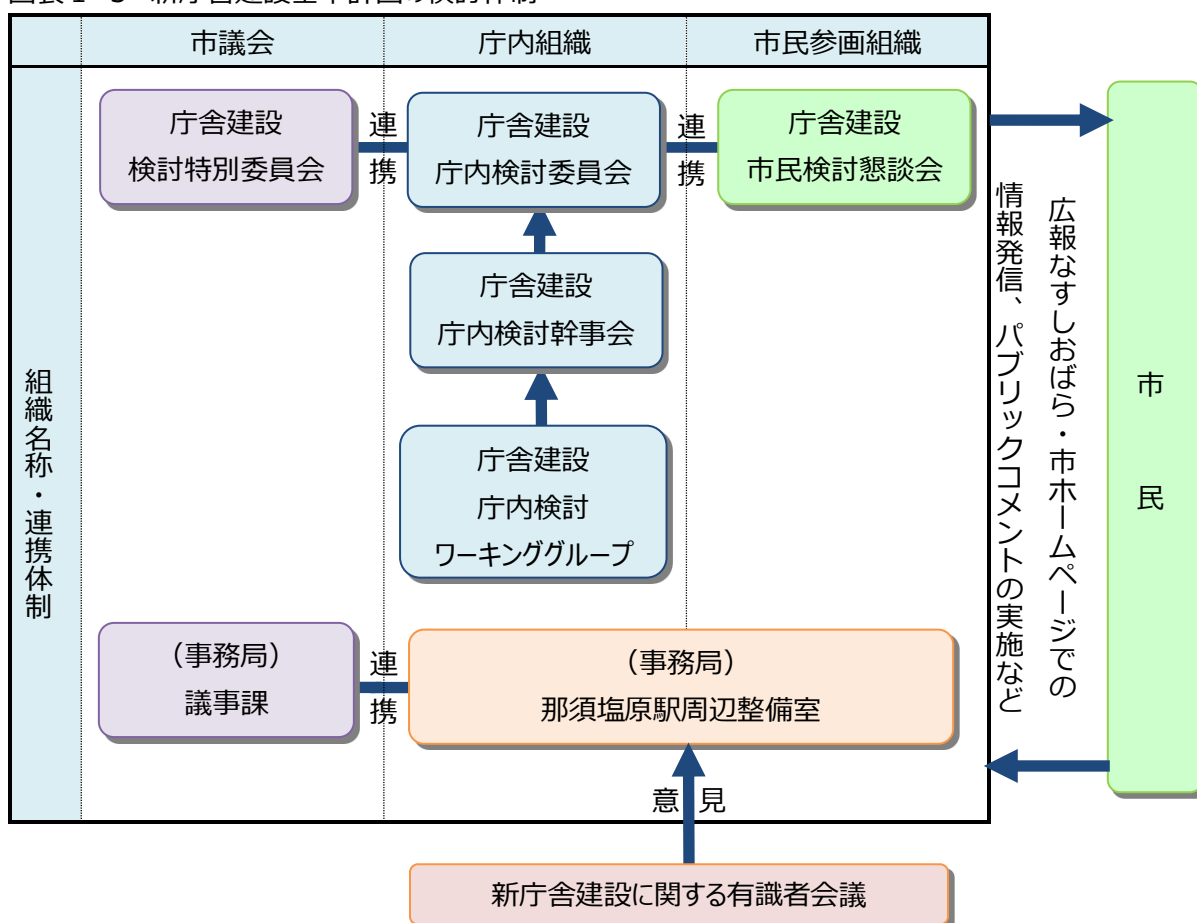
(2) 基本計画の検討体制・主な検討経過

基本計画の策定に当たっては、基本構想、2015（平成27）年度における基本計画の策定に向けた検討の経過を踏まえ、庁内検討組織、市民検討懇談会での検討を重ねるとともに、先進事例視察の実施、特別委員会との連携を図りながら、検討を進めてきました。

また、新庁舎建設に関する市民の理解、関心を深めるため、市民検討懇談会を公開で開催し、市民検討懇談会の終了後には、広報なすしおばら、市公式ホームページで広く周知を行ってきました。

さらに、2021（令和3）年10月から2022（令和4）年5月にかけて、計4回「新庁舎建設に関する有識者会議」を開催し、有識者から意見を得ながら改定を進めてきました。

図表1-3 新庁舎建設基本計画の検討体制



図表 1-4 基本計画策定までの主な検討経過

年月	内容
2015（平成 27）年 3 月	・ 市議会の議決を経て基本構想を策定
4 月	・ 庁内検討組織、市民検討懇談会、特別委員会による検討を開始 企画部企画政策課内に庁舎準備室を設置
2016（平成 28）年 3 月	・ 東京オリンピックなどの影響により、建築費、労務単価の高騰が伝えられていること、また、合併特例債 ^{*1} の発行可能期間も 2024 年度まで延長されたことを踏まえ、新庁舎の建設時期を東京オリンピック以降に延期することが適当であると判断し、新庁舎に関する検討を一時中断
4 月	・ 庁舎準備室を廃止し、新庁舎建設に関する事務を企画政策課企画政策係に移管
2017（平成 29）年 4 月	・ 庁内検討組織を立ち上げ、新庁舎に関する検討を再開
2018（平成 30）年 3 月	・ 特別委員会での検討を再開
4 月	・ 企画部企画政策課内に庁舎準備室を再設置 ・ 第 1 回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議
5 月	・ 第 1 回 市民検討懇談会 ・ 第 1 回 特別委員会 ・ 第 2 回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議
6 月	・ 第 2 回 特別委員会 ・ 第 3 回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議
7 月	・ 第 1 回 庁舎建設庁内検討幹事会、同委員会 ・ 第 3 回、第 4 回 特別委員会
8 月	・ 第 2 回 市民検討懇談会 ・ 第 4 回、第 5 回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議 ・ 第 5 回、第 6 回 特別委員会
9 月	・ 第 2 回 庁舎建設庁内検討幹事会、同委員会
10 月	・ 第 3 回 市民検討懇談会 ・ 第 3 回 庁舎建設庁内検討幹事会、同委員会 ・ 第 6 回、第 7 回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議 ・ 第 7 回、第 8 回 特別委員会
11 月	・ 第 4 回、第 5 回 市民検討懇談会 ・ 第 4 回 庁舎建設庁内検討幹事会、同委員会 ・ 第 9 回、第 10 回、第 11 回特別委員会
12 月	・ パブリックコメント、自治会長を対象とした説明会 ・ 市議会からの提言
2019（平成 31）年 1 月	・ 第 5 回 庁舎建設庁内検討幹事会、同委員会 ・ 第 6 回 市民検討懇談会 ・ 第 8 回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議
3 月	・ 市議会の議決を経て基本計画を策定

年月	内容
2019（令和元）年10月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 まちづくりビジョン有識者会議 〔最終：第8回 2021（令和3）年3月〕 第1回 まちづくりビジョン庁内検討委員会 〔最終：第4回 2020（令和2）年1月〕
2020（令和2）年4月	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎準備室を廃止し、企画部内に那須塩原駅周辺整備室を設置して新庁舎に関する事務を移管
8月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 まちづくりビジョン庁内検討委員会、同ワーキンググループ会議 〔最終：第2回 2020（令和2）年12月〕 第1回 まちづくりビジョン市民懇談会 〔最終：第3回 2021（令和3）年1月〕
12月	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりビジョンのパブリックコメント
2021（令和3）年2月	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会の議決を経てまちづくりビジョンを策定
10月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 新庁舎建設に関する有識者会議
2022（令和4）年2月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回 新庁舎建設に関する有識者会議
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回 新庁舎建設に関する有識者会議 特別委員会 用地取得完了
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回 新庁舎建設に関する有識者会議
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 庁舎建設庁内検討委員会、同ワーキンググループ会議
8月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議 第2回 庁舎建設庁内検討委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回 庁舎建設庁内検討ワーキンググループ会議 第3回 庁舎建設庁内検討委員会
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 特別委員会 パブリックコメント
12月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会からの提言 第4回 庁舎建設庁内検討委員会
2023（令和5）年2月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回 特別委員会

※ 会議の回数は、2018（平成30）年度以降における会議の開催回数を記載しています。

ただし、まちづくりビジョン有識者会議及び新庁舎建設に関する有識者会議については、2か年にかけて行った会議の開催回数を記載しています。

2. 本市の概要と本市を取り巻く情勢

(1) 概要

本市は、栃木県の北部に位置し、東京都から150km圏、宇都宮市からは約50kmの距離にあり、広大な那須野が原の北西一帯を占めています。本市の面積は592.74km²で、西部に高原山、北部に大佐飛山や那須連山の最高峰三本槍岳などの山岳部、南東部に那珂川や箒川などにより形成された緩やかな傾斜の平地が広がる複合扇状地があります。

那珂川と箒川に挟まれた広大な扇状地である那須野が原は、明治政府の殖産興業政策により移住者による開拓が本格化したものの、厚い砂れき層が堆積していることから「手に掬(すく)う水もなし」と言われるほど、水を得ることが容易ではありませんでした。

こうした背景から、国家的事業として那須疏水が開削され、今では福島県の「安積疏水」、滋賀県と京都府をまたぐ「琵琶湖疏水」と並ぶ「日本三大疏水」の1つとして、那須野が原の大動脈となり大地を潤しています。

標高は、最高地点が三本槍岳山頂の1,917m、最低地点は最南部の約210mとなっており、約1,700mの標高差があります。また、市域を南西から北東にかけてJR東北新幹線、JR宇都宮線、東北縦貫自動車道及び国道4号の幹線道が縦貫しており、JR西那須野駅、JR那須塩原駅、JR黒磯駅を中心に市街地が広がっています。

図表2-1 那須塩原市の位置

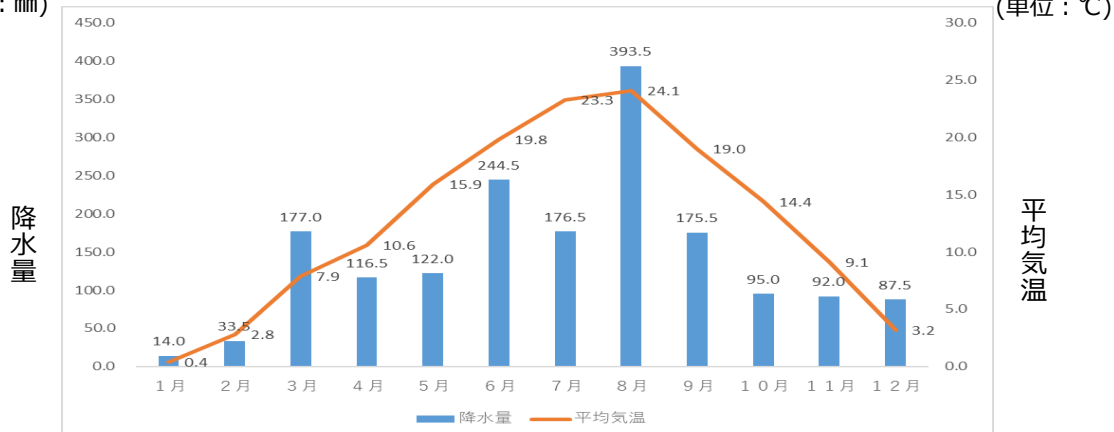


(2) 気候

本市は高原性の冷涼な気候であると言われていたますが、2021(令和3)年の最高気温は7月に34.9℃を記録しました。一方、最低気温は1月に-10.9℃が記録され、年間の平均気温は12.1℃で、夏季と冬季の寒暖差は40℃以上あります。降水は、夏季に多く、近年の年間降水量はおおむね1,200mm~1,900mmで推移しています。また、冬季には山地を中心に積雪があり、4月下旬でも一部の地域には残雪が見られます。

図表2-2 2021(令和3)年 那須塩原市の気象データ(資料:気象庁ホームページ)

(単位: mm)



(単位: °C)

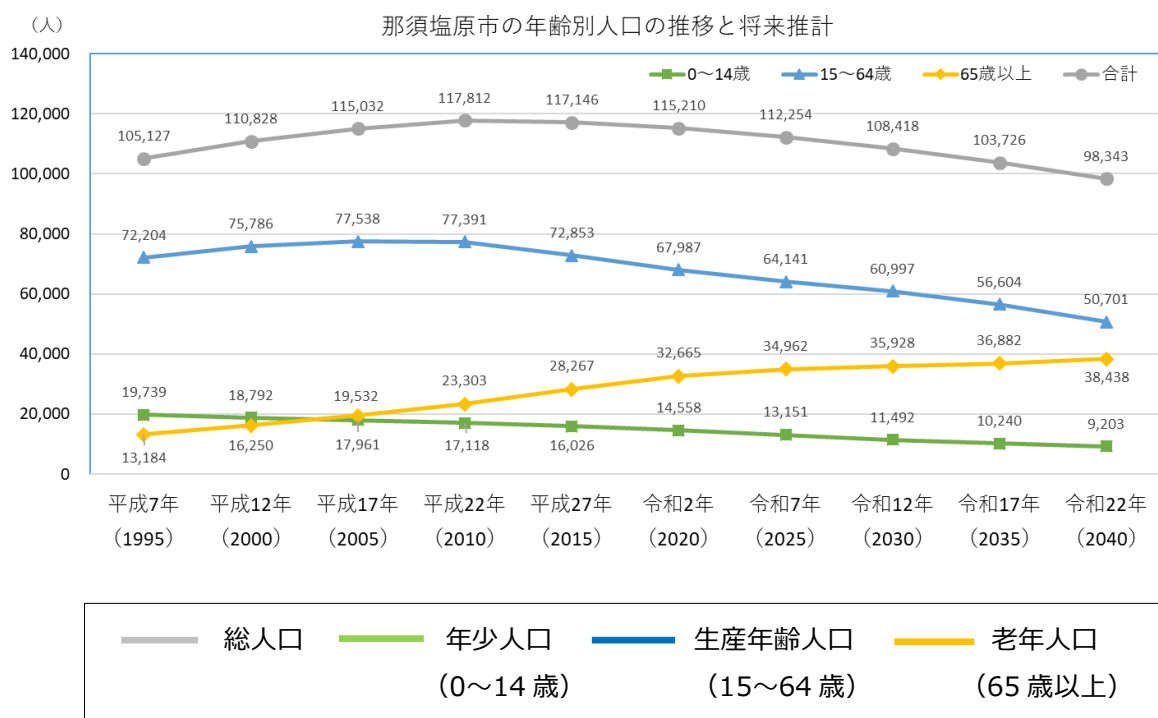
(3) 人口減少と少子高齢化社会の進行

日本の総人口は、2008（平成 20）年から減少傾向にあり、今後は若年人口の減少と高齢者人口の増加を伴いながら、加速度的に人口減少が進行していきます。

2040（令和 22）年には、市全体の約 39%が 65 歳以上となり、5人に2人が高齢者となります。

人口減少と少子高齢化社会の進行は、地域経済の縮小、社会保障費の増大、空き家・空き店舗・空き地等の増加、地域公共交通の縮小などの影響を与えるほか、地域コミュニティの維持への深刻な影響が懸念されることから、子どもを産み育てやすい環境づくり、高齢者が地域づくりの担い手となる社会づくり、女性が活躍できる仕組みづくり、集約型都市構造への転換など、まちづくりにおける幅広い対応が求められています。

図表 2 - 3 那須塩原市の年齢別人口の推移と将来推計（資料:第 2 次那須塩原市総合計画）



(4) 気候変動対策

地球温暖化をはじめとする気候変動の影響は、人類だけではなく地球上に生きる全ての生命に関係する問題です。その主な原因は、人類の活動による温室効果ガスの増加であると言われています。

地球温暖化防止のためには、私たち一人一人が自分自身の問題として、温室効果ガスの削減に取り組み、廃棄物の減量、適正処理を通じた循環型社会の構築及び再生可能エネルギーの利活用などによる脱炭素社会の実現を目指すことが求められています。また、温室効果ガス排出削減等を行う緩和策だけではなく、将来の気候変動による影響を予測し、社会インフラ、健康、農業などへの影響に対する適応策を検討する必要があります。

(5) 住民との協働による地域課題への対応

2000年代になってから、住民・事業者・行政などが共通の目的の下、それぞれの特性を認め合い、生かし合いながら協力してまちづくりを行う「協働」という考えが広まりました。近年では、住民参加のまちづくりとして「地域デザイン」「コミュニティデザイン」という言葉が聞かれるようになりました。これは、地域が抱える問題をそこに住む人たち自身が向き合いながら、自分たち自身で問題を解決していく「持続性のある仕組みづくり、つながりづくり」と言われており、住み良い地域づくりのために、「人と人とのつながり」が求められています。

また、自分たちのまちのことを「自分のこと」としてとらえるためには、自分たちの住む地域に興味を持ち、魅力に気づき、愛着度を高めていくことが重要となります。

(6) デジタル化の急速な進展

スマートフォンやタブレットの急速な普及により、誰もが時間や場所にとらわれることなく、様々な Web サービスや多くの情報を簡単に共有することが可能となり、あらゆる人々とのコミュニケーションが実現する世の中となるなど、近年、急速にデジタル化が進展しています。こうした状況を受け、行政においても先進的なデジタル技術を活用し、市民サービスの利便性向上や職員の業務効率化を図るため DX（デジタル・トランスフォーメーション）^{*2}を推進していくことが重要となります。

(7) 災害に対する意識の変化

2011（平成 23）年の東日本大震災の発生や近年の不安定な大気の影響による集中的な大雨の増加、また、将来首都直下地震等の発生が危惧されていることから、人々の防災意識は高まっています。

今後大規模な自然災害が発生したときにも、人々の生活や地域経済が機能不全に陥らず、復旧復興を素早く行うことができる「強靱な地域づくり」を普段から行い、人々の生命と財産を守るだけでなく、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進めることが求められています。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響と対策

新型コロナウイルス感染症は、2020（令和 2）年 1 月に国内での感染が確認されて以降、流行が拡大し、その対策として、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が適用されました。これに伴い、外出自粛、入国制限、飲食店等の休業や営業時間短縮などの対応がとられ、住民の生活や経済に大きな影響を与えました。

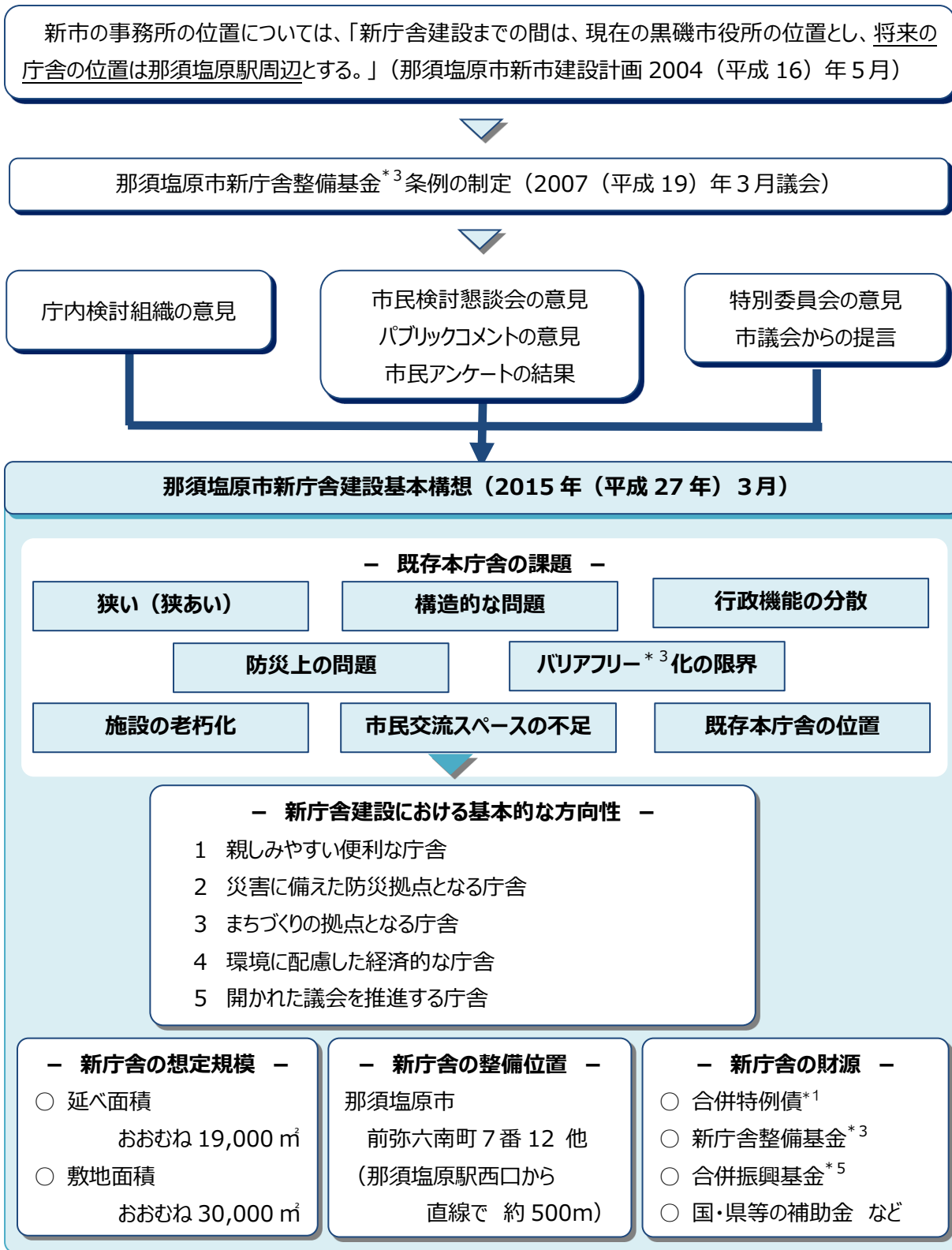
また、政府において、新型コロナウイルスに対する感染予防のため、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いなどの感染対策、買い物や娯楽・スポーツ等の各場面別の生活様式、テレワーク等の働き方の新しいスタイルなどの「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、私たちの日常に大きな変化をもたらしました。

こうした新型コロナウイルス感染症の流行を契機として大きく変化した「新たな社会（ニューノーマル）」に適応した地域づくりを進めていく必要があります。

3. 新庁舎建設基本構想の概要

新庁舎建設に係る検討経緯、既存本庁舎の課題などを整理するとともに、市民検討懇談会の意見、市民アンケートの調査結果、市議会からの提言を尊重し、2015（平成27）年3月に庁舎建設に関する基本的な考え方を示す「那須塩原市新庁舎建設基本構想」を策定しました。

図表3 新庁舎建設基本構想の概要



4. 新庁舎の位置

(1) 位置

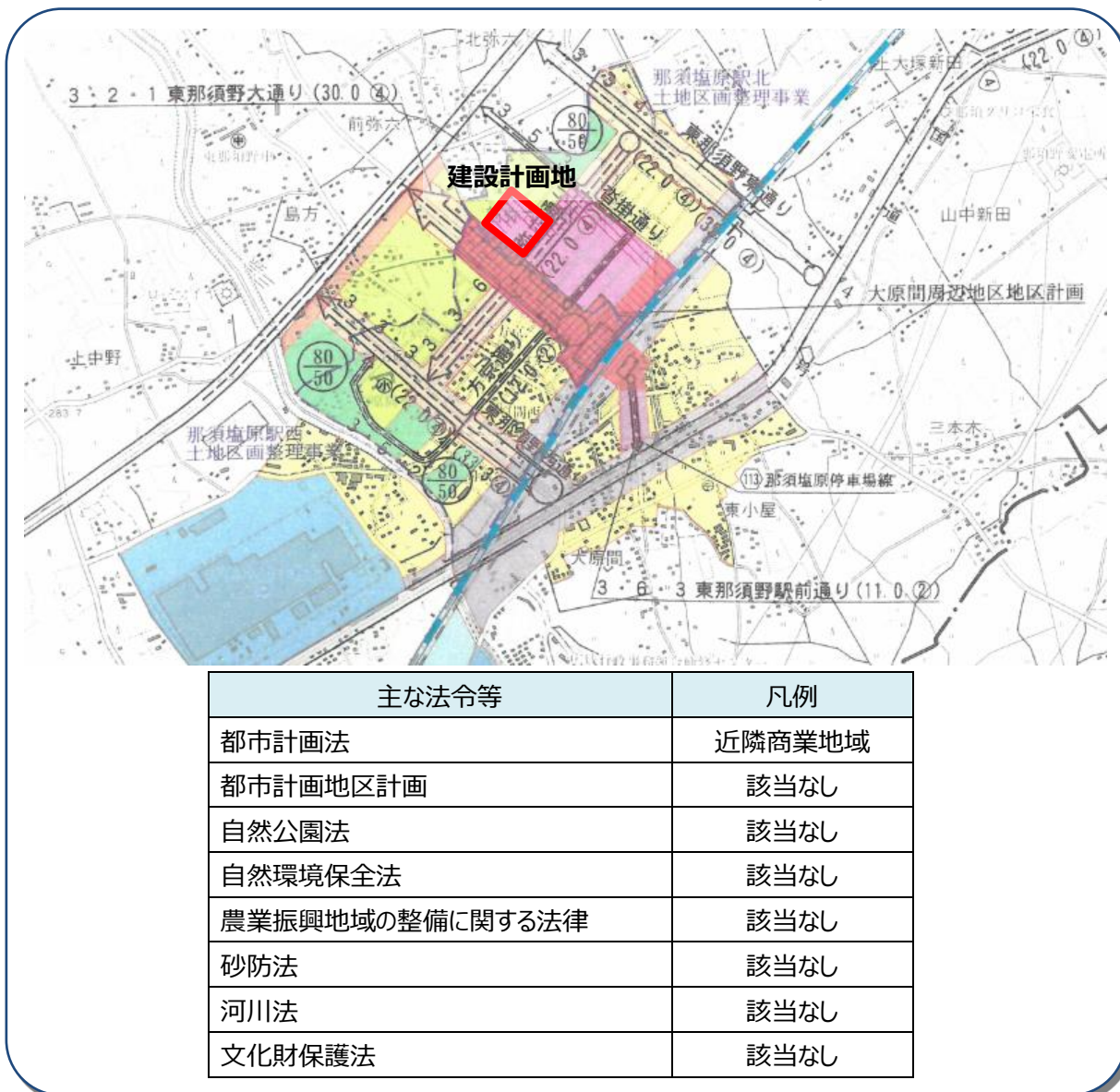
建設計画地は、那須塩原駅から直線で約 500m の距離、都市計画道路 3・3・6 号 弥六通りに面した場所に位置しています。

また、建設計画地は、2013（平成 25）年 10 月 11 日に換地処分の公告がなされた那須塩原駅北土地区画整理事業の区域内に位置することから、上水道及び下水道を一体的に整備した地域であるとともに、都市計画法に定める準防火地域に位置することから、防災性が高い地域となっています。加えて、建設計画地が位置する那須塩原駅周辺は、新市建設計画において、「本市と県北の拠点となる広域拠点」に位置付けており、将来的な市街地形成が大いに期待できる地域となっています。

(2) 周辺の法規制状況

建設計画地は、一部に農地を含みますが、都市計画法においては、その全てを近隣商業地域に指定しています。なお、建設計画地及びその周辺の主な法規制状況は、次のとおりです。

図表 4-1 建設計画地周辺の法規制状況（資料：那須塩原都市計画図）

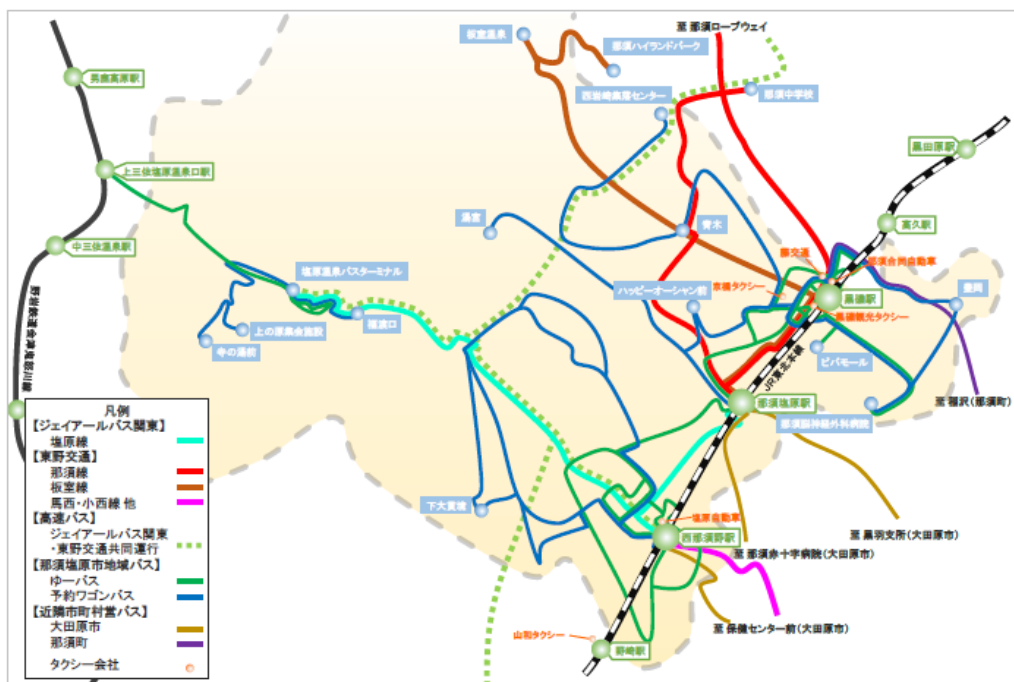


(3) 周辺の交通整備状況

建設計画地周辺には、本市だけではなく周辺自治体を含む公共交通の拠点となる那須塩原駅が位置しており、那須塩原市地域バス「ゆーバス」や民間バス、電車、タクシーなど、様々な交通機関が利用できる便利な地域となっています。

建設計画地周辺は、国道4号だけでなく、3・3・6号弥六通り、3・2・1号東那須野大通り、3・5・3号沓掛通りなどが整備され、交通のアクセスが便利な場所になっています。また、周辺の都市計画道路の整備を推進することで、更に交通アクセスの向上が見込まれます。

図表 4-2 公共交通網（資料:那須塩原市地域公共交通網形成計画）



(4) 地質

2018（平成 30）年度に市が実施した新庁舎建設計画地内におけるボーリング調査の結果では、地表面よりローム層が覆い、以深に玉石混じり砂れきからなる層が分布しています。

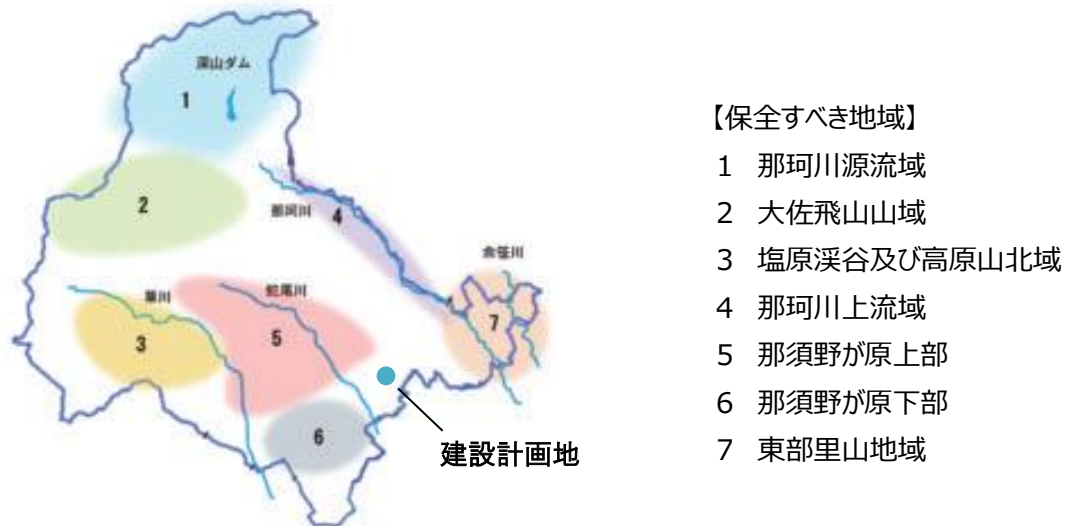
また、2007（平成 19）年 11 月に栃木県が実施した建設計画地周辺に位置する那須塩原警察署の新築に伴うボーリング調査の結果でも、地表面よりローム層が覆い、以深に玉石混じり砂れきからなる層が分布しています。

これらの結果を見ると、建設計画地及びその周辺の地質は、安定した地盤であることが想定されます。

(5) 野生動植物の分布状況

市内におけるこれまでの実態調査では、建設計画地及びその周辺において希少野生動植物種を確認していません。

図表 4 - 3 野生動植物「保全すべき地域」(資料:那須塩原市レッドデータブック 2017)



(6) 遺跡の分布状況

本市が 2014 (平成 26) 年度に実施した市内の遺跡詳細分布調査では、建設計画地及びその周辺において埋蔵文化財を確認していません。

図表 4 - 4 遺跡の分布状況 (資料:那須塩原市埋蔵文化財マップ)



5. 新庁舎建設における基本方針

基本構想で示した基本的な方向性に基づき、更に検討を加えた新庁舎整備における基本方針、整備の方向性、具体的な整備機能は、次のとおりです。

図表 5 - 1 新庁舎整備における基本方針

基本方針	整備の方向性	具体的な整備機能
親しみやすい 便利な庁舎	窓口サービスの利便性向上	本庁機能の集約
		窓口機能の低層階集約
		プライバシーへの配慮
		効率性の高い窓口カウンターの設置
		窓口手続の簡素化
	バリアフリー* ⁴ ・ユニバーサルデザイン* ⁶ への配慮	多様な来庁者への配慮
		分かりやすい案内
	将来の変化にも柔軟に対応	ユニバーサルレイアウト* ⁹ の導入
		フリーアクセスフロア* ¹⁰ の導入
会議室等の共有化		
		デジタル技術の進展に対応した環境整備
交流によるまちづくりの 拠点となる庁舎	市民交流スペースの配置	市民交流スペースの整備
		地場産材の活用
		緑地との連携
	生活利便施設の配置・誘導	銀行 A T M・売店等の配置
		新庁舎周辺への施設誘導
防災拠点となり、 市民の安全を守る庁舎	災害対策本部機能の強化	災害対策本部機能
		関係機関との連携
	災害時における拠点機能の充実	耐震性能の確保
		バックアップ電源* ⁷ 等の整備
		一時避難者への対応
		物資備蓄倉庫の設置
セキュリティ機能の強化	セキュリティ対策	
環境負荷の低減に 配慮した経済的で 効率的な庁舎	自然エネルギー・資源の有効活用	再生可能エネルギー等の活用
	省エネルギー化の推進	省エネ機器の活用・高断熱化
	ライフサイクルコスト* ⁸ の縮減	コスト縮減を意識した設計
	周辺景観への配慮	地域の気候・風土を活用した空調設備
	緑化の推進	周辺景観との調和・良好な景観づくり
		緑地の確保
市民に開かれた庁舎	情報通信技術の有効活用	情報通信技術の活用による情報発信
		情報通信技術の活用による窓口・行政手続
	議会施設の充実	議会傍聴がしやすい環境の整備
		議会関係諸室の整備

親しみやすい便利な庁舎

市庁舎は、多くの市民が来庁する場所であることを踏まえ、新庁舎建設に当たっては、市民の利便性の向上を図り、誰もが快適で安全に利用できる庁舎とするため、機能的な窓口環境の整備、バリアフリー*⁴及びユニバーサルデザイン*⁶の積極的な導入を目指します。

また、行政ニーズの多様化、社会情勢の変化等に伴う組織の改編等、将来における変化を見据え、新庁舎建設後においても、柔軟な対応が可能で効率的な行政運営が維持できる新庁舎を目指します。

■ 窓口サービスの利便性向上

▶ 本庁機能の集約

- 複数庁舎にまたがる本庁機能を新庁舎に集約し、来庁者が手続をなるべく1か所で済ませることができるように配慮します。
- 他部門との連携が効率的かつ円滑に行えるように、所管する業務に関連が深い部局を隣接して配置します。

▶ 窓口機能の低層階集約

- 来庁者の移動距離をなるべく短くし、事務手続が効率的に行えるよう、市民の利用が特に多い窓口機能を1階フロアに集約して配置します。

▶ プライバシーへの配慮

- 市民のプライバシーを保護するための仕切りを設けた窓口カウンターを設置します。
- 個別の相談スペースを適切に配置し、市民が安心して相談できる環境を整備します。



プライバシーに配慮したカウンター
(福島県須賀川市役所)

▶ 効率性の高い窓口カウンターの設置

- 来庁者の目的に応じて、効率的、柔軟に対応できる窓口カウンターを設置します。

▶ 窓口手続の簡素化

- デジタル技術を活用することにより、窓口での手続を簡単・迅速化できるシステムの導入を目指します。

■ バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

▶ 多様な来庁者への配慮

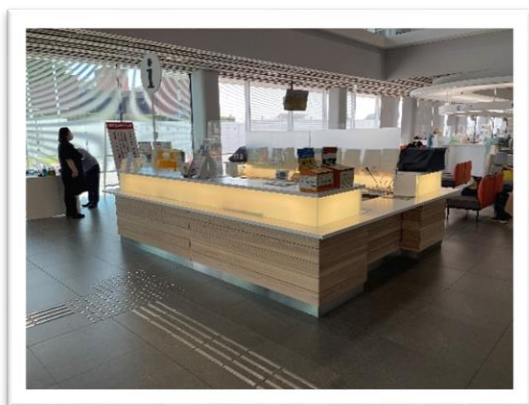
- 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」「官庁施設のユニバーサルデザイン*⁶に関する基準（国土交通省指針）」に準拠し、誰もが安心して来庁できる環境を整備します。
- 高齢者、障がい者の方だけではなく、誰もが安全に安心して通行できるようにするため、階段の段差、通路の明るさ、通路幅等に配慮します。
- キッズスペース、授乳室を適切に配置し、子ども連れの来庁者も安心して利用できる環境を整備します。
- 誰もが安心して来庁できるよう、多機能トイレ等を適切に配置します。
- 雨天時においてもなるべく雨に濡れずに庁舎の入り口まで移動できるような駐車場の動線を計画します。また、おもいやり駐車スペースは、庁舎の入り口までのスムーズな動線を確保して配置します。



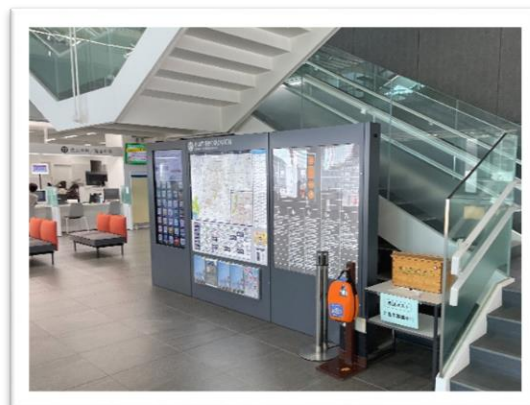
屋根付の通路（福島県須賀川市役所）

▶ 分かりやすい案内

- 来庁者を迷わせることなく、安心して目的の窓口に案内するため、デジタルサイネージ（電子案内板）の有効活用や、総合案内窓口、フロアマネージャーを1階フロアに配置することを計画します。



総合案内
（栃木県小山市役所）

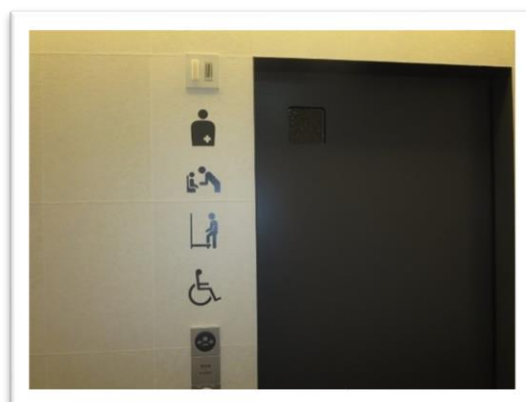


デジタルサイネージ（電子案内板）
（栃木県小山市役所）

- 案内板等の表示は、誰もが分かりやすいように、文字の大きさ、色彩等に配慮します。



色彩を工夫した案内板（栃木県佐野市役所）

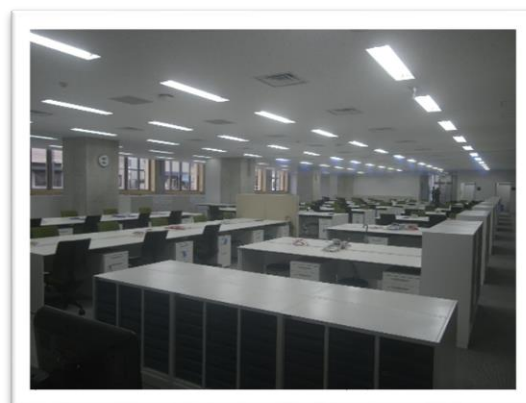


ピクトサイン（新潟県長岡市役所）

■ 将来の変化にも柔軟に対応

▶ ユニバーサルレイアウトの導入

- 将来の組織機構改革にも柔軟に対応できるようにするため、ユニバーサルレイアウト*⁹を採用し、無駄なスペースを省くとともに、什器類を統一することで、経費削減を図ります。
- 打合せスペース、作業スペース、WEB 会議スペース等を執務室内に効率的に配置し、職員の業務効率を高めるとともに、会議室の効率的な利用を図ります。



ユニバーサルレイアウト（栃木県佐野市役所）

- 複数の部署で共有するプリンタ、パソコン等のOA機器を集約して設置し、事務の効率化を図るとともに、経費削減を図ります。

▶ フリーアクセスフロアの導入

- 組織機構改編に伴うOA機器、事務机等のレイアウト変更にも柔軟に対応するため、フリーアクセスフロア*¹⁰を導入し、効率的な行政運営を維持します。
- 高い安全性を保持した上で、柱の数をなるべく少なくする建築工法の採用を検討し、視認性を高めた配置とします。

▶ 会議室等の共有化

- 会議室、打合せスペース、書庫、倉庫等を可能な限り共有化することで、効率的な利用が図れるように配置します。

▶ デジタル技術の進展に対応した環境整備

- 今後のデジタル技術の急速な進展を見据え、オンラインサービスやテレワークを柔軟に実施可能な環境を整備します。

交流によるまちづくりの拠点となる庁舎

地方分権の進展に伴い、地域特性を生かし、市民と行政が一緒にまちづくりに取り組んでいく行政運営が求められています。将来に向けた市民との協働によるまちづくりを更に推進し、「市民と市民」並びに「市民と行政」の交流を更に深めるため、多くの市民が新庁舎に集い、本市の一体的なまちづくりの拠点としての役割を担うことができる新庁舎を目指します。

また、国土利用計画那須塩原市計画、那須塩原市都市計画マスタープラン、那須塩原市立地適正化計画等、各種計画との調整を図り、新庁舎の周辺に様々な施設を誘導することを目指します。

■ 市民交流スペースの配置

▶ 市民交流スペースの整備

- 市庁舎を拠点としたまちづくりを推進するため、多くの市民が集うことができる市民交流スペースを設置することを計画します。なお、市民交流スペースは、休日、夜間等の利用にも考慮した配置を計画とします。
- 市民交流スペースには、来庁時に市民が気軽に立ち寄り、懇談、打合せ等ができる喫茶コーナー、談話スペースを整備します。また、市民と市民、市民と行政の交流を更に深めるため、市民活動センターを配置します。

▶ 地場産材の活用

- 市民交流スペースは、できる限りより多くの地場産材を活用し、地域の特徴を生かした整備をすることで、市民がより市庁舎に親しみ、愛着を感じることができるよう配慮します。

▶ 緑地との関係

- イベント、催事の開催時に敷地内の緑地と市民交流スペースが関係して活用できるように配置とします。



緑地と関係した庁舎（東京都青梅市役所）

■ 生活利便施設の配置・誘導

▶ 銀行ATM・売店等の配置

- 市民の利便性向上を図るため、銀行ATM、売店等を配置します。

▶ 新庁舎周辺への施設誘導

- 市庁舎を拠点としたまちづくりを推進するため、各種計画との調整、連携を図り、新庁舎周辺に様々な施設を誘導できるように配慮します。

防災拠点となり、市民の安全を守る庁舎

日本観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震は、これまでの規模を遥かに超えた未曾有の大地震となりました。

この大地震を機に、災害対策基本法が一部改正され、災害時に市が担うべき役割は、より大きなものとなってきており、市民の安全、安心に対する意識も格段に高まっています。

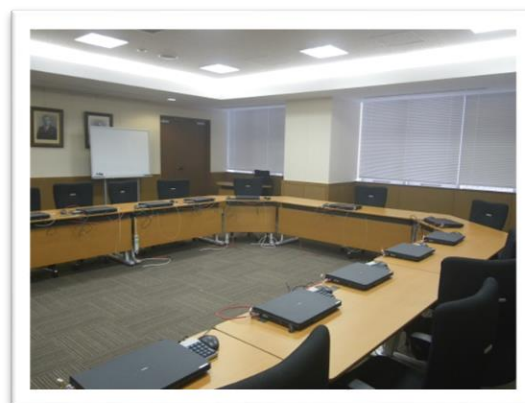
そのため、いつ発生するか分からない地震等の自然災害から市民の安全を守るため、災害に備えた機能が充実した新庁舎を目指します。

また、平時、災害時を問わず、市民の安全、安心、個人情報等を守るため、充実したセキュリティ機能の整備を目指します。

■ 災害対策本部機能の強化

▶ 災害対策本部機能

- 有事の際における情報の収集、分析、発信等を効率的に行うとともに、市民への情報伝達を正確かつ効果的に行うため、大型モニターのほか、通信機器等を設置した災害対策室を配置します。なお、平時の際には、災害対策室を会議室として活用することも検討します。



災害対策本部室（東京都青梅市役所）

- 災害対策室は、市長室、副市長室、危機管理部門と近接して配置し、有事の際に迅速に対応できる環境を整備します。
- 災害への対応が長期化した場合に備え、災害対策本部職員及び待機職員が休息を取れる環境も併せて整備します。

▶ 関係機関との連携

- 災害対策室には、県、消防本部、警察署等の関係機関と迅速かつ緊密な連携を図るため、防災情報システム、情報通信設備等を整備します。

■ 災害時における拠点機能の充実

▶ 耐震性能の確保

- 市民の安全を守る防災拠点となるよう、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省指針）における最高基準の耐震性能を確保します。
- 耐震性が高い電気設備、給排水設備等の建設設備を採用し、地震の際にも効率的かつ効果的に機能が発揮できるようにします。



免震装置（福島県喜多方市役所）

▶ バックアップ電源等の整備

- 災害対策本部の機能、災害対応に必要な機能を相当期間維持することができる電源の多重化、太陽光パネル等を活用した自家発電によるバックアップ電源*7を整備し、有事の際にも迅速に対応することができる電力供給の方法を確保します。



非常用電源設備（東京都青梅市役所）

▶ 一時避難者への対応

- 市内で災害等が発生した際には、市民、帰宅困難者等が一時的に避難できるスペースを確保します。

▶ 物資備蓄倉庫の設置

- 救援物資仮置場、搬入搬出が容易なスペース、緊急車両等進入路を確保するとともに、災害等に備えた物資備蓄倉庫を設置します。

■ セキュリティ機能の強化

▶ セキュリティ対策

- 来庁者、職員、保管している文書等の安全を確保するため、「官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省指針）」に準じたセキュリティ対策を講じます。
- 市庁舎で取り扱う様々な行政情報や個人情報保護の観点、不審者の侵入防止の観点から、市民交流スペースと執務等のスペースを明確に分離した配置とします。
- 市民のプライバシー、個人情報を適切に保護、管理するため、窓口スペースと執務スペースを緩やかに分離した配置とします。
- 文書整理棚を適切に配置し、保管文書のセキュリティを確保するとともに、効率的な作業、整理整頓等ができるようにします。
- 業務で使用する様々なサーバは、本庁舎に集約し、異常が発生した場合でも迅速な対応ができるように配置します。また、業務の種類に応じて、クラウドサービスも有効に活用します。

環境負荷の低減に配慮した経済的で効率的な庁舎

地球温暖化防止対策への社会的な意識が高まる中、各地方自治体も脱炭素社会の実現に向け、率先して環境配慮に取り組み、貢献することが求められています。

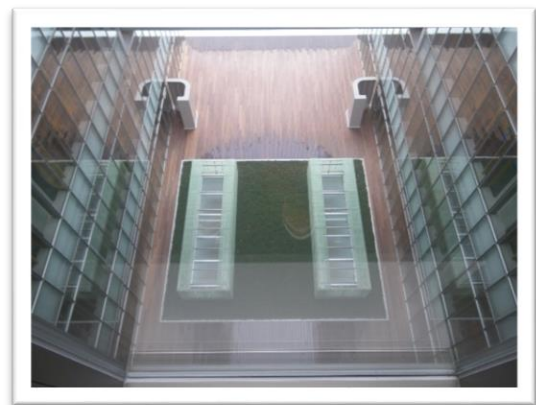
そのため、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）^{*11}化による温室効果ガス排出量の削減、環境負荷の低減等を積極的に推進することを基本とし、その上で、ライフサイクルコスト^{*8}の縮減を図ることができる新庁舎を目指します。

また、可能な限り緑化の推進を図り、市民がゆとりとやすらぎを感じることができる空間を整備した新庁舎を目指します。

■ 自然エネルギー・資源の有効活用

▶ 再生可能エネルギー等の活用

- 雨水や自然採光を有効に活用します。
- 太陽光発電設備を導入することにより、再生可能エネルギーを有効に活用します。
- 蓄電池、充放電設備を導入し、太陽光（再生可能エネルギー）から得られる電力の確保、活用を図ります。



自然採光の利用（栃木県佐野市役所）

■ 省エネルギー化の推進

▶ 省エネ機器の活用・高断熱化

- 省エネ機器、高効率機器を活用し、ランニングコスト^{*12}の軽減を図ります。
- 建物及び設備の長寿命化が図れる建築構造、経済性、効率性が高い設計とします。
- 冷暖房効率を上げるため、建物全体を断熱性能の高い仕様となるよう設計します。

■ ライフサイクルコストの縮減

▶ コスト縮減を意識した設計

- 建設、維持管理、修繕、解体等の各段階において、コスト縮減を意識した設計とします。

▶ 地域の気候・風土を活用した空調設備

- 地域の気候、風土を活用した換気による空調負荷の軽減を図るように計画します。

■ 周辺景観への配慮

▶ 周辺景観との調和・良好な景観づくり

- シンプルで親しみやすいデザインの庁舎を建設し、周辺景観との調和を図ります。
- 建設計画地北側の那須連山の眺望に配慮するとともに、新幹線の車内からの眺めにも配慮した建物配置を検討します。

■ 緑化の推進

▶ 緑地の確保

- 緑地は、イベント、催事、災害時の一時避難所等にも有効に活用できるように配置します。
- 植栽による暑熱対策を講じるとともに、緑によって、安心感、リラックス効果が得られる庁舎となるよう検討します。
- 確定申告、議会開催日など、多くの市民が来庁する際は、緑地の一部を駐車場として利用できるように計画します。



庁舎と関係した緑地（福島県須賀川市役所）

市民に開かれた庁舎

1999（平成11）年に公布、2000（平成12）年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」により、地方自治体が有する権限が拡大し、地方自治体は、自らの判断と自らの責任において、自主的かつ総合的に時代の変化、時代のニーズに対応した行政サービスを提供することが求められています。

また、政策形成の過程においては、市民と行政との連携、協力がより強く求められていることから、市政に関する情報発信を積極的に行っていく必要があります。

そのため、情報通信技術を活用し、市民に分かりやすい情報の発信及び提供を推進するとともに、窓口・行政手続の利便性の向上を図ることで、市民がこれまで以上に市政を身近に感じ、市政、議会活動に興味、関心を持つことができる新庁舎を目指します。

■ 情報通信技術の有効活用

▶ 情報通信技術の活用による情報発信

- 市民が市政に関する情報を容易に収集し、情報通信技術を更に活用できるように整備します。
- 様々な情報発信をすることができるスペースを配置し、市政に関する最新の情報、市民に役立つ情報等が速やかに入手できるように配慮します。
- 本市の特色をより多くの方に発信することができるよう、来庁した方が本市の観光、歴史、文化等の情報を知ることができるスペースを整備します。

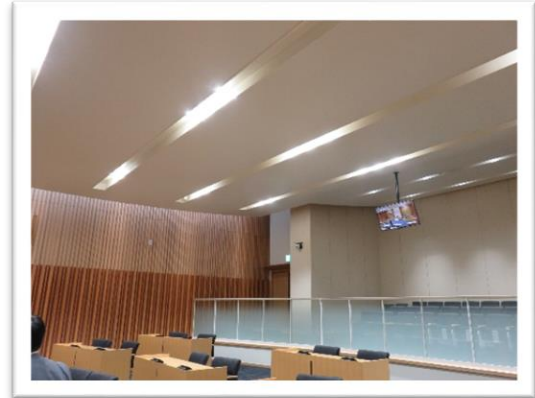
▶ 情報通信技術の活用による窓口・行政手続

- 窓口手続を簡単・迅速化できるシステム、オンライン申請・手続や相談ができるシステム、証明書自動発行機の導入等により、窓口・行政手続の利便性の向上を図れるように計画します。
- 来庁した市民のプライバシーの保護に配慮するとともに、待ち時間を快適に過ごすことができるようにするため、番号発券機、電子案内モニターを導入します。なお、電子案内モニターは、市政に関する最新の情報、市民の役に立つ情報等も発信ができるように計画します。
- 窓口業務においては、タブレット端末等を更に有効活用することで、視力、聴覚に障がいのある市民、日本語に不慣れな市民も安心して来庁できるような環境を整備します。

■ 議会施設の充実

▶ 議会傍聴がしやすい環境の整備

- 現在も実施しているインターネットを活用した議会中継は、市民のニーズに柔軟に対応するため、これまで以上に様々な場所、手法で議会中継が閲覧できるように整備します。
- 議会フロアは、明るく親しみやすいフロアとなるように整備します。
- 議場は、傍聴者が全体を見渡すことができるように整備するとともに、誰もが傍聴席まで移動しやすい動線を整備します。



全体を見渡すことができる傍聴席
(富山県射水市役所)

▶ 議会関係諸室の整備

- 議会運営に必要な委員会室、議員控室等の議会関係諸室は、市議会との協議を重ねながら、適切に配置します。

6. 新庁舎の構成

新庁舎の構成は、市民の利便性、将来を見据えた部局等の配置における柔軟性、セキュリティ対策、まちづくりへの波及効果、周辺の地区計画との関連性、コストの縮減など、様々な観点から検討した結果、現時点における配置の考え方は、次のとおりです。

(1) 延べ床面積

新庁舎の延べ床面積は、基本構想においておおむね 19,000 m²を想定していましたが、2015（平成 27）年度に実施した市民活動センター設置に係る市民ワークショップにおける市民からの意見、庁内で実施したオフィス環境調査の結果などを踏まえ、おおむね 17,000 m²を基本とします。

(2) 新庁舎に配置する部局等

現状の課題を解決するため、複数庁舎にまたがる本庁機能を 1 か所に集約し、市民の利便性の更なる向上及び効率的な行政運営の維持を目指します。

なお、基本計画策定時点における新庁舎の組織機構については、現在の組織構成を基本とし、今後の組織機構改革の検討結果を設計の段階で反映するものとします。

【新庁舎に配置を想定する部局等※】

- 企 画 部 : 企画政策課、デジタル推進課、秘書課、市民協働推進課、市民活動センター
- 総 務 部 : 総務課、財政課、契約検査課、課税課、収税課、危機管理室
- 市民生活部 : 環境課、廃棄物対策課、生活課、消費生活センター、市民課
- 気候変動対策局 : 気候変動対策課
- 保健福祉部 : 社会福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課
- 子ども未来部 : 子育て支援課、子ども・子育て総合センター、保育課
- 産業観光部 : 農務畜産課、農林整備課、商工観光課
- 建 設 部 : 都市計画課、都市整備課、道路課、建築指導課
- 上下水道部 : 管理課、整備課
- 教 育 部 : 教育総務課、学校教育課、生涯学習課、青少年センター、スポーツ振興課
- 議会事務局 : 議事課
- 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会、農業委員会事務局、会計課

※ 部署の名称は、2022（令和 4）年度時点の名称となります。

※ __の部署は、2022（令和 4）年度時点で本庁舎（東庁舎を含む。）以外に配置している部署になります（子育て支援課は、係の一部（総合支援係）を本庁舎に配置しています。）。

※ 期間限定部署は除いています。

(3) 新庁舎の高さ

建物の高さは、建設計画地北側の那須連山の眺望を踏まえ、周辺景観との調和を図ることができる高さとしします。また、建設計画地が高さ制限（高さ 25m）のある那須塩原都市計画地区計画（大原間周辺地区）に隣接することにも配慮して検討を進めます。

(4) 新庁舎の構成

① 窓口機能

より多くの市民が利用する窓口機能は、市民の利便性やバリアフリー*⁴に配慮した上で、なるべく多くの部署を1階フロアに集約して配置することとしします。

今後の設計の段階においては、窓口機能を複数のフロアに分散することを検討しなければならない可能性もありますが、その場合には、2階フロア以下に配置するものとしします。

また、窓口機能の近くには、相談スペースを的確に配置し、市民が安心して相談できる環境を整備します。

【1階フロアに配置を想定する部局等※】

社会福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、市民課、子育て支援課、子ども・子育て総合センター、保育課、課税課、収税課、会計課、市民活動センター

※ 部署の名称は、2022（令和4）年度時点の名称となります。

② 市民交流スペース

市民交流スペースは、イベント、催事の開催時に敷地内の緑地と市民交流スペースが連係して活用できるような配置とするため、1階フロアに配置することとしします。

また、来庁時に気軽に立ち寄り、懇談、打合せ等ができる喫茶コーナー、談話スペース、情報発信スペース、市民活動センターを近接して配置します。

③ 議会機能

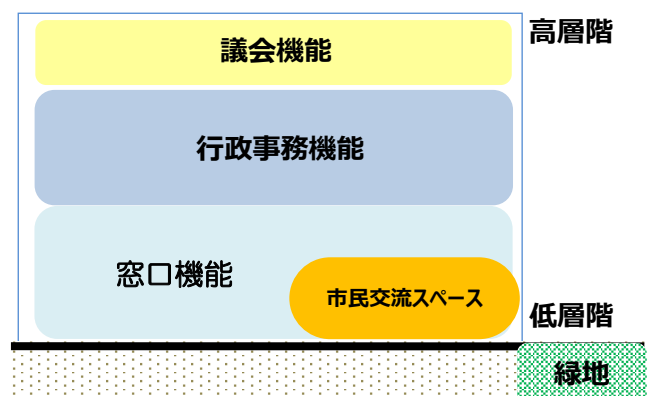
議会機能は、議場にある程度の高さや広さを有した広い空間を確保する必要があるので、フロアレイアウトの制約が少ない最上階に配置します。

④ 行政事務機能

将来を見据え、地方分権の推進や少子高齢化、人口減少問題など刻々と変化する社会情勢、時代のニーズに呼応した行政サービスを提供するため、業務に関連が深い部局を集約し、近接して配置します。

また、各フロアに打合せ、作業に使用できるスペースを配置します。

図表6 新庁舎の構成（イメージ）



7. 新庁舎の構造

(1) 新庁舎に求められる耐震性能

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災や2016（平成28）年4月に発生した熊本地震では、多くの自治体が被害を受けました。この大地震では、庁舎が被災した自治体もあり、災害時でも継続して利用可能な防災拠点施設としての性能がこれまで以上に求められ、多くの自治体がより耐震性、安全性の高い庁舎への建て替えを行うこととしています。

このような中、建築基準法で定める耐震性能の基準は、倒壊しない最低限のものであることから、いつ発生するか分からない自然災害に備えることを想定し、建築基準法を上回る重要度係数1.5の耐震性能を確保することを目標とします。

図表7-1 建築基準法における耐震性能分類（資料：国土交通省）

● 構造体（梁、柱、床、壁など建物に加わる力を支える部位）

分類	耐震安全性の目標	重要度係数
I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	1.5
II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。	1.25
III類	大地震動後により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保を図る。	1.0

● 非構造部材（屋根、外壁、天井、内装材など構造体に取り付ける部材）

分類	耐震安全性の目標
A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

● 建築設備（電気、通信、給・排水、消火、空調など建物に付帯する設備）

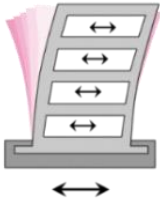
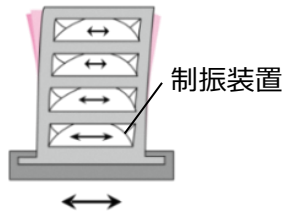
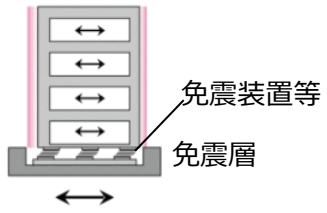
分類	耐震安全性の目標
甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2) 新庁舎の構造形式

新庁舎は、市民の安全・安心な暮らしを守るため、大規模地震が発生しても倒壊しないことはもとより、被災後、救援活動の拠点として直ちに災害復旧業務に着手できるように、庁舎機能を保全する耐震性能が求められます。また、近年では、日本全国で大地震が多発しており、いつ発生するか分からない地震等の自然災害から市民の安全を守るためには、これまでに発生した規模以上の自然災害も想定する必要があります。

一般的な構造形式としては、「耐震構造」「制振構造」「免震構造」が挙げられますが、地震の揺れを吸収し、業務継続性を高める免震構造または制振構造の採用について、建築物としての構造特性や合理性などの観点から検証を行い決定します。

図表 7-2 構造形式の比較

構造形式	耐震構造	制振構造	免震構造
概念図	 <p>建物の躯体を強化し、地震の揺れに耐える構造。</p>	 <p>制振装置が地震エネルギーを吸収して揺れを低減し、躯体の損傷を低減させる構造。</p>	 <p>建物と基礎の間に免震装置等を配置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造。</p>
大地震時の揺れ	躯体で直接的に衝撃を受けるため、激しい揺れを感じる。什器への影響も大きい。	耐震構造に比べ、衝撃の度合いは緩和され、制振装置が揺れをより早く収束させるが、それでも相応の揺れを感じる。什器への影響は大きい。	ほとんどの衝撃が免震層で吸収され、免震装置のゆったりとした揺れに置換される。什器への影響も一番少ない。
大地震時の上層階の揺れ	上層階になるに従い、揺れ幅が大きくなる。	上層階になるに従い、揺れ幅が大きくなる。	上層階になるに従い、揺れ幅は大きくなるが、躯体の損傷はほとんど影響ない程度である。
BCP(事業継続計画)への影響	躯体の損傷を全くなくすというのは困難なため、その程度によっては、長期間の修繕が必要になる。	制振装置の負担割合によっては、躯体に損傷を与える可能性があり、修繕期間が必要になる。また、制振装置の点検期間及びその交換期間が必要になる。	躯体、免震装置の健全性が確認できれば災害直後からの業務継続が可能。
耐震性能	○	○	◎
コスト※	1.0	1.0~1.09	1.09~1.15

※ 数値は、基本計画段階での概算となります。

8. 敷地利用計画

(1) 敷地の利用

新庁舎に必要な敷地面積は、基本構想で示したおおむね 30,000 m²（建設計画地北側市有地は除く。）とします。

なお、敷地の利用に当たっては、主に次の点に配慮するものとし、今後の設計の段階において、より精査を加えるものとします。

- 那須塩原駅が敷地南側に位置することから、新庁舎の正面は敷地南側とし、敷地南側に都市計画道路 3・3・6 号弥六通りからの主動線、安全な動線を確保します。
- 近隣住民の生活動線に配慮し、歩行者等の動線にも配慮した敷地内通路を計画します。
- 緑地は、イベントや災害時の一時避難所などにも有効に活用できるよう、建物との関係が図れるように配慮します。
- 確定申告、議会開催日など、平常時よりも多く市民が来庁した場合でも対応が可能となるよう、緑地の一部を駐車場として利用できるように計画します。
- 職員は、積極的に公共交通機関を利用することとし、職員駐車場は、原則として建設計画地には配置しないものとします。
- 建設計画地北側市有地を駐車場として有効に活用します。

(2) 駐車場の台数

敷地内の駐車場の台数は、「市・区・町役場の窓口事務施設の調査（関龍夫:著）」「最大滞留量の近似的計算法（岡田光正:著）」を参考にし、独自に算定をしました。

なお、来庁者駐車場は、確定申告、議会開催日に平常時よりも多く来庁すると考え、敷地内に約 80 台を臨時駐車場として確保できるように計画します。

また、災害対応等の緊急時対応、妊婦、肢体不自由者など配慮が必要な職員のための職員駐車場として、敷地内に約 20 台を職員駐車場として確保できるように計画します。

図表 8-1 新庁舎の駐車場台数

項目	台数（想定）
来庁者駐車場（常設）	約 270 台
来庁者駐車場（臨時）	約 80 台
議員・公用車・職員駐車場※	約 150 台
計	約 500 台

※ 建設計画地北側市有地を含む

図表 8-2 新庁舎の敷地ゾーニング*13 (イメージ)



9. 概算建設工事費・財源

(1) 概算建設工事費

原料高、世界的な需要量の増加、原油高等による各種建設資材費の高騰のほか、燃料費、輸送費、人件費等の上昇の影響により、公共事業等をはじめとする建設工事費は、近年上昇を続けています。

そのため、平成 30 年度の基本計画策定時に県内自治体の事例を参考に算定した概算建設工事費を、建設物価等の上昇を見込み再試算しました（図表 9-1）。

なお概算建設工事費は、庁舎本体の建設費用について先行事例単価を参考に試算したものであり、建設費用を決定するものではありません。今後、基本設計等を進める中で様々な仕様や必要な規模等を決定しますが、各段階で内容の精査を行い、また社会情勢の変化等に伴う変動を踏まえながら、コスト縮減が図れるように検討を進めます。

図表 9-1 新庁舎建設における概算建設工事費（再試算）

項目	金額（千円）	備考
建築工事費*14	10,846,000	580 千円×17,000 m ² ×1.10
外構工事費*15	500,000	※ 車庫棟を含む
計	11,346,000	≒11,350,000 千円

(2) 財源

新庁舎建設における財源は、新庁舎整備の目的で 2007（平成 19）年 3 月に設置した那須塩原市新庁舎整備基金*3 や合併特例債*1、合併振興基金*5、国県等の補助金・交付金を有効に活用するものとします。

なお、財源内訳は、合併特例債*1 における起債対象建設工事費を算出するために必要となる建設工事費が確定していないことや国、県と具体的な補助金申請に関する調整等を行っていない段階であることなどから、概算建設工事費の変動に伴い変更になる可能性があります。

また、合併特例債*1 の発行期限は 2029（令和 11）年度までとなります。

図表 9-2 新庁舎建設における財源内訳

項目	金額（千円）
新庁舎整備基金*3	2,790,000
合併特例債*1	5,550,000
合併振興基金*5	2,960,000
一般財源*16	50,000
計	11,350,000

10. スケジュール・事業発注手法

(1) スケジュール

新庁舎建設においては、当初その竣工時期を2023（令和5）年度内に設定していましたが、新庁舎の建設と那須塩原駅周辺のまちづくりを一体的に進める必要性から「那須塩原駅周辺まちづくりビジョン」を策定し、また新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化に対応するため、基本計画を一部改定し、おおむねのスケジュールを次のとおり想定するものとします。

図表 10-1 新庁舎建設の想定スケジュール

2014	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
平成 26	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
基本構想	基本計画	まちづくりビジョン策定	用地買収		基本計画一部見直し	基本設計	実施設計	建設工事		

(2) 事業発注手法

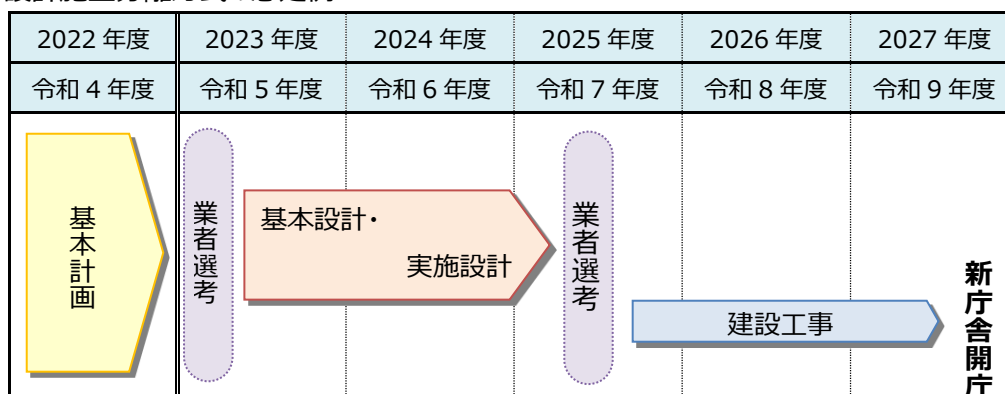
国土交通省が公表する建設費デフレーターや近年の他自治体の事例を見ると、建設工事費が上昇傾向にあることから、全体工期短縮、コスト縮減を図る必要があります。

そのためには、事務手続に要する期間の短縮を図り、設計事務を円滑に進める必要があることから、発注方式を見極め、確実な竣工を目指します。

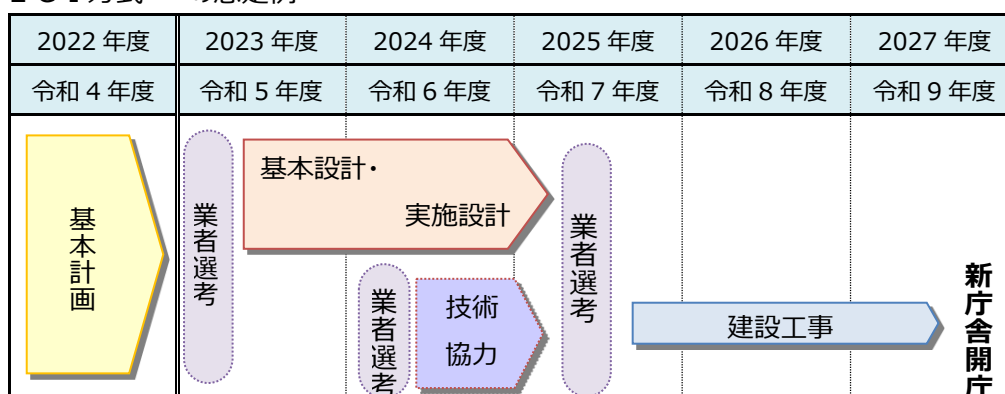
なお、建設工事に伴う具体的な発注手法については、本市にとって最適な時期に、最適な手法で発注することができるよう、建設工事費の動向等を見極めながら、更に検討を行うものとします。

図表 10-2 新庁舎建設のスケジュールと事業発注手法の関係（イメージ）

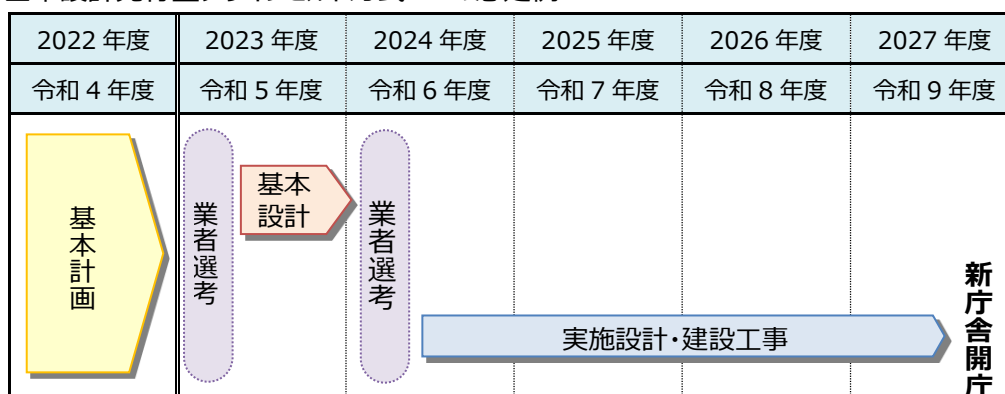
● 設計施工分離方式の想定例



■ E C I方式^{*17}の想定例



● 基本設計先行型デザインビルド方式^{*18}の想定例



● 設計施工一括発注型デザインビルド方式^{*18}の想定例



11. 新庁舎建設後における既存庁舎の取扱い

(1) 概要

那須塩原市公共施設等総合管理計画（2017（平成29）年3月策定、2022（令和4）年3月時点修正、計画期間:2017年度から2046年度まで）を踏まえた新庁舎建設後における既存庁舎の取扱いは、次のとおりです。なお、詳細については、今後、新庁舎の建設と並行して検討を進めていきます。

図表 11-1 新庁舎建設後における既存庁舎の取扱い

建物の名称	基本的な考え方
既存本庁舎	<p>既存本庁舎の空調設備、電気設備、給排水設備などの老朽化が進行していることから、今後も建物を維持するためには多くの費用が発生することが想定されます。</p> <p>また、既存本庁舎は、市庁舎として建設した建物であるため、建物を利活用する場合には、必要に応じて改修費用の発生が見込まれます。一方で、既存本庁舎跡地を売却した場合には、売却に伴う歳入が見込めます。</p> <p>そのため、新庁舎建設後の既存本庁舎については、建物を解体し、跡地は、売却することを基本とします。</p>
西那須野庁舎	<p>新庁舎建設後の西那須野庁舎については、現在の支所が担っている業務のうち、より多くの来庁者に対応している業務、地域住民の安全・安心のために迅速な対応が求められる業務等を地域の実情に応じて提供するとともに、有事の際の防災拠点としての機能を備えるものとします。</p> <p>また、建物の耐荷重などを考慮した改修等を行い、西那須野図書館を移転して図書サービスを提供するスペースとしても活用することを基本とします。</p>
塩原庁舎	<p>新庁舎建設後の塩原庁舎については、現在の支所が担っている業務のうち、より多くの来庁者に対応している業務、地域住民の安全・安心のために迅速な対応が求められる業務等を地域の実情に応じて提供するとともに、有事の際の防災拠点としての機能を備えるものとします。</p>

(2) 新庁舎建設後における行政サービスの提供

新庁舎建設後の行政サービスについては、本庁機能は新庁舎に集約し、窓口機能の一部は、身近な地域で受けられるサービスとして、既存の支所庁舎をはじめとした市有施設等を活用し提供します。

地域における行政サービスの内容は、支所・出張所に関するこれまでの主な検討の経過、庁舎建設市民検討懇談会等での結果等を踏まえ、本庁機能との連携を図りながら、住民戸籍、国民健康保険、福祉等の受付・相談に関する業務、証明書の発行などとするほか、前頁（P35）「新庁舎建設後における既存庁舎の取扱い」のとおり、現在の支所が担っている業務のうち、より多くの来庁者に対応している業務、地域住民の安全・安心のために迅速な対応が求められる業務等を地域の実情に応じて提供することとし、有事の際の防災拠点としての機能を備えることを基本としながら、オンライン化による窓口機能の分散化等と併せて検討を進めます。

なお、行政サービスの提供に当たっては、業務委託についても別途検討した上で、業務量に応じた職員数を配置することを基本とします。

図表 11-2 新庁舎建設後における行政サービスの提供（イメージ）

提供場所	提供する行政サービス
新庁舎	(複数庁舎にまたがる本庁機能を集約)
黒磯地区	住民戸籍、国民健康保険、福祉等の受付、相談業務、証明書の発行を基本とする。有事の際の防災拠点としての機能を備える。 (既存支所庁舎をはじめとした市有施設等を活用し、地域の実情に応じて提供する。)
西那須野地区	
塩原地区	

※ 事務所の設置方式は、本庁機能を1か所に集中し、他の庁舎等は窓口業務を行う本庁方式とします。

■ 用語集

No.	ページ	用語	解説
1	1 ページ	合併特例債	合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、借り入れることができる地方債(借入金)。活用する事業費のおよそ95%(充当)まで借り入れることができ、借り入れた地方債の将来支払う元利償還金の70%が普通交付税で措置される。
2	9ページ	DX (デジタル・トランスフォーメーション)	(Digital Transformation) IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。
3	10 ページ	新庁舎整備基金	那須塩原市における新庁舎の整備に備えるため、2007 (平成 19) 年3月に設立した基金。基金は、那須塩原市新庁舎の整備に必要となる事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。
4	10 ページ	バリアフリー	建築用語で「バリア (障壁)」を「フリー (のぞく)」という意味
5	10 ページ	合併振興基金	合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は地域振興のために設ける基金。合併特例債*1の元利償還金の一部(70%)については、普通交付税の措置が講じられる。
6	14 ページ	ユニバーサルデザイン	(Universal Design) 年齢、障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインするという意味
7	14 ページ	バックアップ電源	非常時に備えた予備、代替の電源
8	14 ページ	ライフサイクルコスト	(Life Cycle Cost) 建物の設計、建設、維持管理など、建物を建てる前から解体するまでの期間に要する費用。機械、設備を導入するための費用であるイニシャルコスト (Initial Cost) と設備、建物を維持するための費用であるランニングコスト*12 (Running Cost) を併せたもの

No.	ページ	用語	解説
9	14 ページ	ユニバーサルレイアウト	(Universal Layout) 組織機構の変更があった場合でも、基本的には机、什器類のレイアウトを変更することなく、「人」「書類」を移動することで対応することが可能な職場環境
10	14 ページ	フリーアクセスフロア	(Free Access Floor) 床下に電源、通信用の配線、空調設備などの機器を収納することができるように床板が二重になった床の構造
11	22 ページ	ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	(Net Zero Energy Building) 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物
12	22 ページ	ランニングコスト	(Running Cost) 設備、建物を維持するための費用
13	31 ページ	ゾーニング	(Zoning) 建築計画において、空間の中で位置関係を検討するもの
14	32 ページ	建築工事費	新庁舎の本体の建築に関する概算の費用
15	32 ページ	外構工事費	車庫棟、敷地内駐車場等の整備に関する概算の費用
16	32 ページ	一般財源	用途が特定されず、自治体が自由に使用することができるもの
17	34 ページ	ECI方式	(Early Contractor Involvement) 早期 (Early) の設計段階から建設工事業者 (Contractor) が関与 (Involvement) する方式
18	34 ページ	デザインビルド方式	(Design Build) 設計と工事施工を一括して発注する方式

【注】 ページ番号は、用語が最初に記載してあるページとなります。

■ 参 考 资 料

○ 本市の主な災害状況

(資料:那須塩原市地域防災計画 (2019 (令和元) 年度改訂版)

年月日	種類	概要
1991 (平成3) 年9月23日	落石	(旧塩原町) 国道 400 号 (塩原ダム付近) 大規模崩落 一昼夜片側通行
1994 (平成6) 年7月17日	落石	(旧塩原町) 国道 400 号 (上塩原湯の香橋付近) 大規模崩落 一時全面通行止め
1998 (平成10) 年 8月26日~31日 (那須水害)	集中豪雨	(旧黒磯市) 余笹川、熊川決壊 死亡1名、家屋全壊10棟、半壊8棟、一部破損6棟、床上浸水62棟、床下浸水334棟、土木、農林、商工等被害 被害総額約49億円 (旧西那須野町) 床上浸水46棟、床下浸水421棟 (旧塩原町) 床上浸水21棟、床下浸水155棟
2003 (平成15) 年 9月8日~10日	火災	(旧黒磯市) ブリヂストン栃木工場ゴム練工場から出火工場及びタイヤ製品約16万5千本を焼失
2011 (平成23) 年3月11日 (東日本大震災)	地震	市内観測最大震度6弱 負傷者5名、家屋全壊24棟、大規模半壊10棟、半壊41棟、一部損壊1,500棟超(家屋り災証明交付による数)、公共施設(建物、道路等)の破損多数、市内のほぼ全域において大規模停電が発生。また、津波被害を受けた東京電力福島第一原発における原子力災害の発生により放出された放射性物質が本市に飛散し、広い範囲において放射能汚染の影響を受けた。
2011 (平成23) 年4月20日	落石	国道400号(畑下(普門淵付近)) 余震による大規模崩落 同年9月16日まで全面通行止
2014 (平成26) 年2月15日	大雪	軽傷2名、停電約64,200軒、農畜産物・農業施設被害
2015 (平成27) 年 9月9日~11日 (関東・東北豪雨による被害)	豪雨	箒川洪水 住宅半壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水18棟、非住家被害15棟、断水920戸、停電80軒、土砂崩れ10件、土木・農業・観光被害

○ 延べ床面積（資料：那須塩原市オフィス環境調査（2015（平成27）年度実施））

スペース区分	想定面積
<p>■ 執務スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口エリア（来庁者対応：カウンター、相談ブース） ・ 機能エリア（パソコン、OA機器、行政文書収納） ・ 執務エリア（職員席、協議スペース）等 <p>※ 執務エリアは、ユニバーサルレイアウト*⁹を採用し、組織機構変更等に柔軟に対応</p>	約 5,500 m ²
<p>■ 各フロア共有スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談室、資料室、フロア書庫、金庫室 等 <p>※ 相談室は、プライバシーに配慮した仕様とする。</p> <p>※ フロア書庫は、集密書架を活用し、効率的に収納</p>	約 1,100 m ²
<p>■ 全庁共用スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室、災害対策室、全庁書庫、倉庫、サーバ室、印刷室、設計室、福利厚生室、ロッカー室 等 <p>※ 全庁書庫は、集密書架を活用し、効率的に収納</p> <p>※ 全庁書庫は、セキュリティに配慮した配置</p>	約 2,550 m ²
<p>■ その他スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長室、副市長室、教育長室、議会関連施設、機械室、防災会議室、市民交流スペース、ATM、情報発信スペース 	約 7,850 m ²
合計	約 17,000 m ²

○ 1階フロアに配置を想定する部署の人数

	既存本庁舎 1階	想定職員数（人）		
社会福祉課	○	39	154	220
高齢福祉課	○	31		
国保年金課	○	18		
健康増進課		45		
市民課	○	21		
子育て支援課 [※]	△	21		302
子ども子育て総合センター		27		
保育課		18		
課税課	○	54		
収税課		19		
会計課	○	9		

※ 緑色の部署は西那須野庁舎、青色の部署は保健センターに配置している部署

※ 子育て支援課は、現在、総合支援係を既存本庁舎1階に配置

※ 2022（令和4）年4月現在の職員数

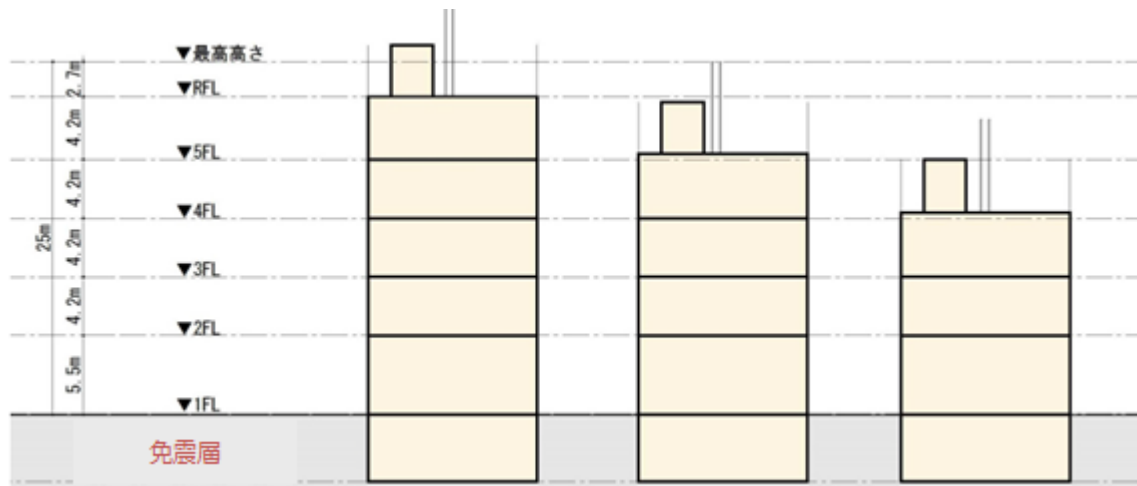
○ 業務関連度（イメージ）

業務関連度									
課税課	4	1	2	2	0	1	0	0	2
収税課	1	2	3	0	2	0	0	0	2
社会福祉課	4	2	0	3	4	2	2	2	
高齢福祉課		3	2	4	2	0	0		
国保年金課		3	4	3	0	0			
健康増進課		1	3	1	0				
市民課		4	1	1					
子育て支援課		4	0						
保育課								0	
会計課									

※ 色が濃くなるほど、業務の関連性が高い部署になります（最大値：4、最小値：0）

※ 数値が0であっても、業務の関連性がないというわけではありません

○ 構成（階高のイメージ）



※ 1階フロアの高さを5.5m、2階フロア以上の高さを約4.2m（他自治体の事例等を参考）

○ 敷地内における駐車場の台数

来庁者用駐車場は、来庁者の利便性を考慮し、庁舎付近にまとまりのある配置とすることが必要となります。そのため、駐車場の規模は、「最大滞留量の近似的計算法（岡田光正：著）」を参考に、独自に算定をしました。

「来庁者台数(台/日) = 那須塩原市人口 × 人口に対する来庁者の割合 × 自家用車で来庁する方の割合」

- ・ 那須塩原市人口: 115,210 人（2021（令和3）年那須塩原市統計書）
- ・ 来庁者割合: 0.9%（窓口）、0.6%（窓口以外）
- ・ 自家用車で来庁する方の割合: 87.7%（新庁舎建設基本構想における市民アンケート）

$$\text{窓口来庁者台数} = 115,210 \text{ 人} \times 0.9\% \times 87.7\% = 909.4 \text{ 台/日}$$

$$\text{窓口以外来庁者台数} = 115,210 \text{ 人} \times 0.6\% \times 87.7\% = 606.2 \text{ 台/日}$$

※ 「市・区・町役場の窓口事務施設の調査（関龍夫：著）」によると「来庁者のうち自動車による来庁者数の統計値で想定できるが、一般に所轄人口の 0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者数として想定します。」とされています。

「最大滞留量の近似的計算法（岡田光正：著）」によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行なう。」とされています。これにより、次の算定式により必要駐車台数を求めます。

「必要駐車台数 = 最大滞留量（台/時間）」

$$= \text{1日当たり来庁者（台/日）} \times \text{集中率（a）} \times \text{平均滞留時間（分）} / 60 \text{ 分}$$

- ・ 集中率: 30%（一般事務所タイプ）
- ・ 窓口部門の平均滞留時間: 20分と想定（窓口 15分、往復 5分）
- ・ 窓口以外の平均滞留時間: 60分と想定

$$\text{窓口必要駐車台数} = 909.4 \text{ 台} \times 30\% \times 20 \text{ 分} / 60 \text{ 分} = 90.94 \text{ 台}$$

$$\text{窓口以外必要駐車台数} = 606.2 \text{ 台} \times 30\% \times 60 \text{ 分} / 60 \text{ 分} = 181.86 \text{ 台}$$

来庁者用駐車場の必要台数 = 90.94 + 181.86 = 272.8 台よって、平常時の来庁者用駐車場の必要台数は、おおむね 270 台と想定しました。

○ 関連計画

● 那須塩原市新市建設計画

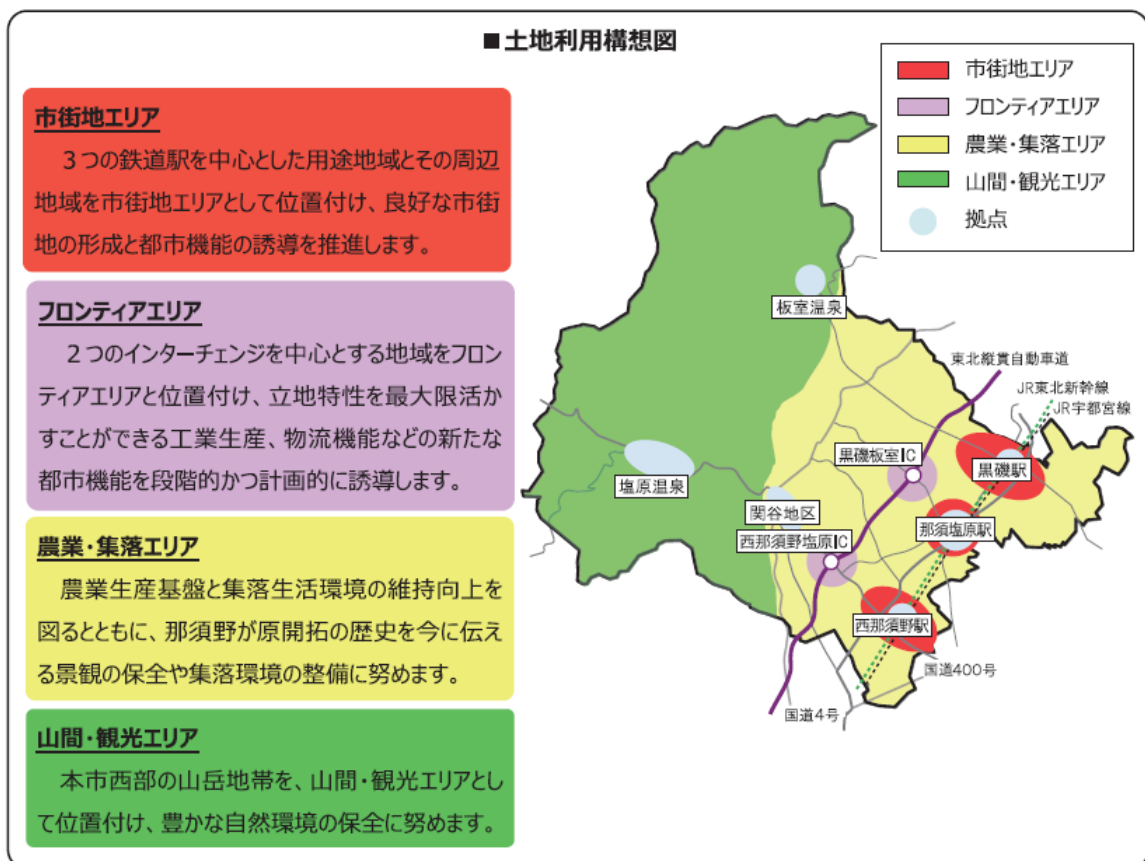
- ・ 策 定： 2004（平成 16）年、2014（平成 26）年 12 月変更）
- ・ 計画期間： 2005 年度から 2024 年度まで

新市建設計画では、新庁舎建設事業を新市の主要施策である行財政の効率的運営の推進における主要事業に位置付けています。

● 国土利用計画那須塩原市計画

- ・ 策 定： 2017（平成 29）年度
- ・ 計画期間： 2017 年度から 2026 年度まで

国土利用計画那須塩原市計画では、建設計画地を含む那須塩原駅周辺を「県北地域の広域的な拠点として業務機能や商業機能の集積を図るとともに良好な居住環境の形成を促進し、計画的な都市的土地利用を推進する。集積されたこれらの都市機能を周辺市町と共有、利活用できるように公共交通を基本とした公共ネットワークの充実を図る。」としています。



■ 地域防災計画における本市の役割

(資料:那須塩原市地域防災計画 2019 (令和元) 年度改訂版)

処理すべき業務の大綱

災害予防対策

- ア 防災に関する組織の整備
- イ 防災に関する知識の普及、教育
- ウ 防災に関する施設・設備の整備、点検
- エ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検
- オ 県及び防災関連機関との連絡調整
- カ 自主防災組織等の育成支援
- キ 防災訓練等の実施及び自主防災組織等による防災訓練実施の促進
- ク 災害危険箇所の把握
- ケ 食料、生活必需品等の備蓄
- コ 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善
- サ 環境放射線量の測定及び公表
- シ その他法令及び本計画に基づく災害予防の実施

災害対応対策

- ア 災害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保
- イ 活動体制の確立
- ウ 消火・水防等の応急措置活動
- エ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施
- オ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置
- カ 緊急輸送体制の確保
- キ 緊急物資の調達・供給
- ク 避難所の開設とその運営及び避難者の受入れ
- ケ 施設、設備の応急復旧
- コ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持活動
- サ 市民への広報活動
- シ ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ
- ス 市民等の広域避難支援、屋内退避等の指示、立入制限
- セ 飲食物の安全性の確認、摂取制限
- ソ その他法令及び本計画に基づく災害応急対策の実施

災害復旧・復興対策

- ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
- イ 民生の安定化策の実施
- ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
- エ 除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理
- オ 風評被害による影響等の軽減
- カ その他法令及び本計画に基づく災害復旧・復興の実施

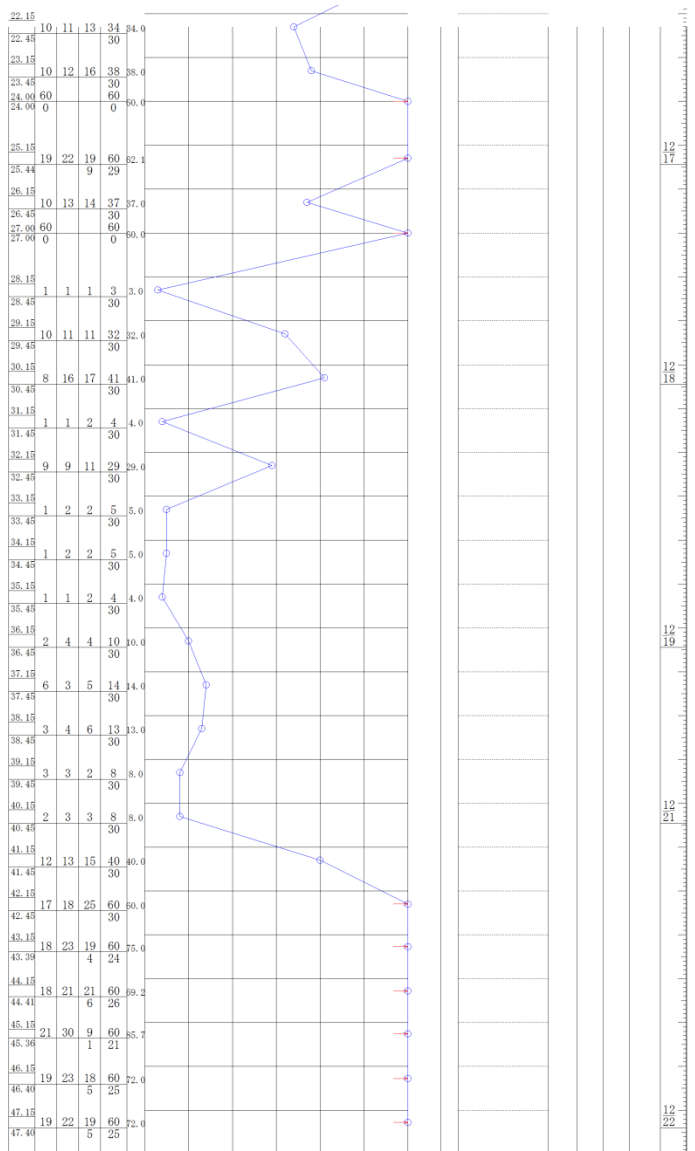
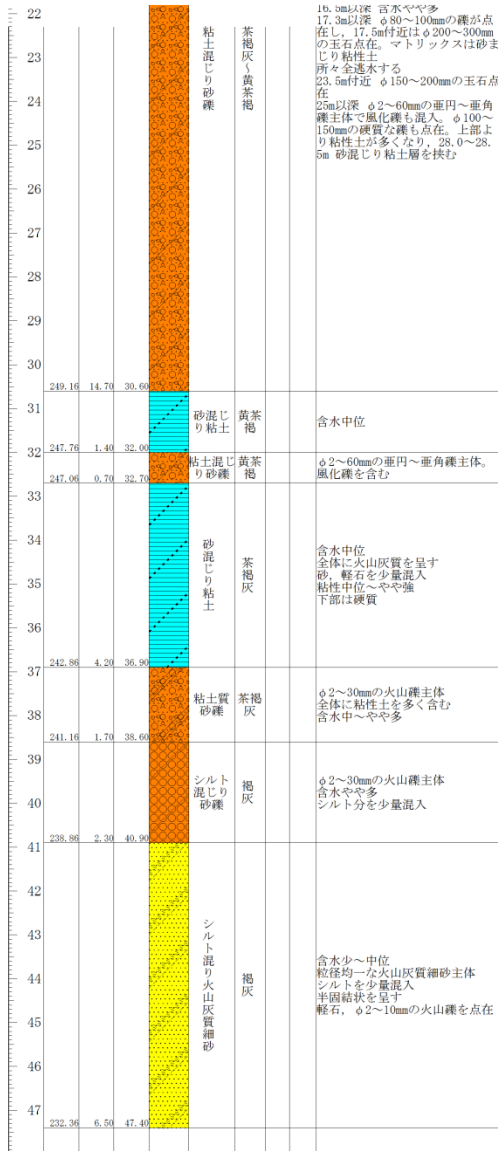
○ 地質調査の結果

調査地 那須塩原市前弥六南町7番12他

調査期間 2018年11月20日から2019年1月7日まで



● : ボーリング調査地点



■ 新庁舎建設基本計画に関する提言(那須塩原市議会)

■ 提言事項

1 財政負担への配慮

(1) 庁舎の規模

ア 新庁舎は適切な規模とし、機能集約、効率化を進めること。ただし、集約等により行政サービスの低下を招かないよう配慮すること。

(2) 庁舎建設費用及び財源

- ア 財政の現状及び見通し並びに将来的な市民負担を勘案し、建設コストの縮減を含むトータルコスト抑制に最大限努めること。
- イ 財政負担の軽減の観点から、合併特例債の活用を図るとともに、事業の計画的な実施を図ること。
- ウ 基金の積極的な積立てを行うなど、特定財源の確保に努めること。

(3) 庁舎建設手法・スケジュール

- ア 工期面及びコスト面の優位性が高い事業手法を選択するとともに、建設物価等の動向を見極めた発注を通じ、建設コストの縮減に最大限努めること。
- イ コスト縮減の観点から、建設物価等の動向を踏まえ、想定するスケジュールにとらわれすぎず、必要に応じて事業の前倒し、工事の早期発注を検討すること。

2 新庁舎の機能とフロア配置

(1) 親しみやすい便利な庁舎

- ア 窓口機能は可能な限り1階に効率的に配置すること。
- イ ユニバーサルデザイン・バリアフリー化により、障害の有無や年齢等に係らずだれもが安全に、利用しやすい庁舎とすること。また、安全性に配慮したキッズスペースや授乳室等を設置し、子ども連れの利用者の利便性に配慮すること。
- ウ アプローチ及びエントランスから窓口まで、分かりやすい配置と案内サイン整備を行うとともに、総合案内機能の充実を図ること。

(2) 交流によるまちづくりの拠点となる庁舎

- ア 新庁舎を拠点として、都市機能増進施設の誘導を積極的に行い、賑いのある、県北の拠点都市に相応しい市街地の形成に努めること。
- イ 市民交流スペースは、利用形態と必要な広さを十分に検討するとともに、業務時間外の利用についても配慮すること。なお、繁忙期等の臨時的な窓口の設置・増設への対応を検討すること。
- ウ 金融機関窓口、売店及び喫茶コーナーなど、利用者の利便性を高める施設を配置すること。

(3) 防災拠点となり、市民の安全を守る庁舎

- ア 防災拠点としての機能確保や関係機関との連携に万全を期することができる庁舎とすること。
- イ ライフラインの途絶等に対応した建築設備機能の確保など、業務継続性の強化を図ること。

(4) 環境負荷の軽減に配慮した経済的で効率的な庁舎

- ア シンプルで機能的かつコンパクトで効率性・経済性に優れた庁舎・設備等とし、建設及びランニングコストの縮減に努めること。
- イ 庁舎内外からの那須連山の眺望に配慮した階層と配置に努めること。
- ウ 自然採光などの自然エネルギー活用について、建築的手法の工夫に努めること。

(5) 市民に開かれた庁舎

- ア デジタルサイネージ等を活用し、利用者の待ち時間における環境の向上を図ること。
- イ 議場をはじめ適切な規模の議会関係各室を整備するとともに、動線や配置を工夫し、市民に開かれたフロア構成とすること。
- ウ 「市民に開かれた議会」に向けて、ICT技術を活用し、市民交流スペースでの議会中継や議場でのモニター表示など、傍聴環境の充実を図ること。

(6) その他

- ア 部局横断的な政策立案や事業展開が円滑に進められるよう、分散している本庁機能の集約を図ること。
- イ 社会情勢の変化や市民ニーズの多様化など、将来の変化にも柔軟に対応できるように、執務スペースのレイアウトを工夫すること。
- ウ 効率的で働きやすい執務空間と、職員の健康維持に必要な福利厚生スペースを適切に確保し、質の高い行政サービスの提供に繋げること。

3 新庁舎の構造・敷地利用等

(1) 庁舎の構造等

- ア 免震構造の採用など、市民の安全を守る防災拠点として高い耐震性能を確保すること。
- イ 免震装置データの改ざん問題等を踏まえ、安全で円滑な事業実施と、高い工事品質の確保に努めること。
- ウ 地場産材の積極的な活用を図ること。

(2) 庁舎の敷地利用

- ア 需要予測を踏まえた駐車場台数を確保するとともに、安全で良好なアクセスに配慮すること。
- イ 敷地利用は、利用者の利便性と安全性を優先し、緑地等は必要な広さとするとともに、オブジェ等の設置は必要性を慎重に検討すること。
- ウ 職員駐車場（災害対応等の緊急時対応、妊婦や肢体不自由者などの配慮が必要な職員以外のための職員駐車場）は、職員の利用状況と今後の推移を把握し、必要な広さとする。

4 支所等を含む既存庁舎のあり方・取扱い

(1) 本庁及び支所のあり方

- ア 本庁及び支所並びに複雑化している組織体制の機能を明確化し、市民に分かりやすい庁舎とすること。
- イ 広い市域に効率的に行政サービスを提供できる体制を構築すること。特に、防災面では、防災拠点のあり方を十分に検討すること。

(2) 既存庁舎の取扱い

- ア 既存庁舎の取扱いは、費用面や収入面を含め、メリット・デメリットや計画の実現性を十分に検討した上で決定するとともに、柔軟に対応すること。

5 情報発信のあり方と市民意見の反映

- (1) 新庁舎の整備に関する情報は、方針や計画の変更を含めて、随時市民に分かりやすく情報提供すること。
- (2) 市民意見については、可能な限り計画に反映すること。